

業 務 概 況

令和6年版



国 土 交 通 省
九州運輸局 熊本運輸支局

目 次

I	熊本県の概況	
1.	熊本県の主要交通網の概況	1
2.	熊本県主要な交通施策の概況	3
3.	熊本県の観光の概況	4
II	管内の業務別概況	
1.	企画関係業務の概況	
(1)	地域公共交通に関する施策	6
(2)	「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画へ」	6
(3)	「交通空白」解消本部について	7
(4)	管内の地域公共交通会議・地域公共交通活性化協議会の設置状況等	8
(5)	管内の地域公共交通計画の策定状況	9
(6)	管内の地域公共交通利便増進計画実施計画の策定事例	10
(7)	海事産業次世代人材育成事業	11
2.	旅客輸送関係業務の概況	
(1)	旅客自動車運送事業	
①	乗合バス輸送	12
②	貸切バス輸送	14
③	タクシー輸送	15
(2)	自家用有償旅客運送	18
(3)	旅客船輸送	20
3.	物流関係業務の概況	
(1)	トラック事業	21
(2)	内航海運事業	23
(3)	港湾運送事業	24
(4)	倉庫業	25
4.	その他輸送関係事業の概況	
	レンタカー事業	26
5.	自動車登録の概況	27
6.	自動車整備事業の概況	
(1)	自動車整備事業場の推移	31
(2)	整備主任者・自動車検査員研修受講状況の推移	31
(3)	自動車整備士合格者総数	31
7.	保安関係業務の概況	
(1)	熊本県における事業用自動車重大事故発生状況の推移	32
(2)	事業用自動車の事故種別発生状況	32
(3)	街頭検査の実施状況	33
8.	造船事業の概況	34
9.	船舶登録の概況	35
10.	船舶検査の概況	35
11.	船員関係業務の概況	
(1)	船員法関係	36
(2)	海技士免許・小型船舶操縦免許関係業務	37
(3)	船員職業安定所関係	37
12.	運航労務管理業務の概況	38
13.	外国船舶監督業務の概況	39
14.	独立行政法人自動車技術総合機構の概況	40
III	熊本運輸支局の組織	41
IV	熊本運輸支局の沿革	42
V	運輸関係法人・団体等	
1.	関係法人・団体等一覧表（本庁舎－陸運関係）	44
2.	関係法人・団体等一覧表（三角庁舎－海運関係）	45

I 熊本県の概況

1. 熊本県の主要交通網の概況

県内の鉄道交通網は、JR九州の鉄道が東西南北に向かって延び、県内の民鉄3社及び熊本市電が主要地点でJR駅と結節している。平成28年4月に発生した「熊本地震」により、JR豊肥線の肥後大津～阿蘇間が不通となっていたが、令和2年8月8日に復旧再開した。南阿蘇鉄道においては立野～中松間が不通となっていたが、令和5年7月15日に全線での運行が再開された。

また、「令和2年7月豪雨」では、JR肥薩線(八代～人吉)・肥薩おれんじ鉄道(八代～出水)・くま川鉄道(全線)が不通となった。肥薩おれんじ鉄道は令和2年11月1日に復旧再開し、くま川鉄道については、令和3年11月28日に肥後西村駅～湯前駅間について運転を再開したが、肥後西村駅～人吉温泉駅については未だ不通であり、令和8年度上半期中の全線運行を目指している。JR肥薩線については、全線で不通の状態が続いており、八代～人吉間の復旧後の在り方などについて「JR肥薩線検討会議」において令和4年3月から検討が行われている。令和6年4月には熊本県とJR九州との間で鉄道復旧に関する基本合意書を締結され、令和6年度中の鉄道復旧についての最終合意を目指して協議が続いている。

熊本市交通局が運行している路面電車については、健軍町から辛島町で分岐して熊本駅方面と上熊本駅方面へ運行しており、軌道系交通機関の結節状況は、JR九州熊本駅・新水前寺駅で熊本市電が結節し、JR九州上熊本駅では熊本市電・熊本電気鉄道が結節している。運営形態について上下分離方式の導入を目指しており、また「東町線(仮称)(健軍町電停から市民病院前)」の延伸についても検討が行われている。

バス路線については、熊本市の熊本桜町バスターミナルを起点として、県内事業者5社の路線網が放射状に張り巡らされている。5社は、熊本市中心市街地と周辺の4区間で、重複運行の最適化等を内容とする「熊本地域乗合バス事業共同経営計画」を策定し、令和3年3月19日、全国で初の認可。令和3年4月1日から計画に基づく共同経営を実施している。高速道路を利用した都市間長距離高速バスは、平成11年3月の福岡都市高速道路と九州縦貫道との直結や、益城熊本空港インターの開設により、一段と利便性が向上した。現在、県内の阿蘇方面や天草方面、福岡県をはじめとする九州各県などを結ぶ広域的かつ重要な交通手段となっている。

熊本港においては、平成24年10月にガントリークレーンの設置により熊本都市圏の物流機能の強化が図られ、平成25年8月には水深7.5mバースの延長によりクルーズ船の係留が可能となった。取扱貨物量の増加に対応するため、令和6年10月に新たなガントリークレーンが設置された。また、八代港においても平成25年6月には水深14m岸壁1バースが整備され、平成27年には16万トンの大型クルーズ船が入港することとなったが、平成29年7月に国土交通大臣から国際旅客船拠点形成港湾の指定を受け、令和2年3月に新たに22万トン級の大型クルーズ船が接岸できるよう官民連携により「くまモンポート八代」が整備された。

県内の国際クルーズ船の入港回数については、平成30年は39回、令和元年は22回となっており、令和2年から令和3年までは新型コロナウイルス感染拡大の影響により入港は無かった。令和4年11月に新型コロナウイルス水際対策の緩和措置を受け、国際クルーズ船の受入れが再開されたことにより、令和4年に4回、令和5年に15回、令和6年に33回と入港回数は増加傾向にある。

熊本空港においては震災からの復興の加速化や、民間のノウハウを活かした利用促進・サービス向上を図るため、空港の運営を民間に委託することとなり、令和2年4月から、熊本国際空港(株)が運営を開始。令和5年3月23日には新旅客ターミナルビルが開業した。熊本市中心部へのアクセス改善のため、空港アクセス鉄道の整備が検討されている。

熊本都市圏における渋滞解消を図るため、熊本県が令和6年6月に「熊本県渋滞解消推進本部」を立ち上げ、熊本市と連携した時差出勤の推進の施策に取り組むなど、関係自治体において渋滞対策への取り組みが進められている。

●熊本県の概況

○14市9郡(23町8村)

○熊本県の人口(熊本県HPより)

人口のピーク 昭和30年 189万人

R7.2.1現在 1,692,199人

(県下主要都市の人口)

熊本市 736,949人

八代市 117,349人

○県土の約6割が森林

○昭和と平成の「名水百選」に全国最多の8カ所選定

・昭和の名水百選(菊池水源(菊池市)、白川水源(南阿蘇村)、轟水源(宇土市)、池山水源(産山村))

・平成の名水百選(水前寺江津湖湧水群(熊本市)、金峰山湧水群(熊本市及び玉名市)、六嘉湧水群・浮島(嘉島町)、南阿蘇村湧水群(南阿蘇村))

○熊本市の上水道はほぼ100%地下水
人口50万人以上の都市で唯一
県全体でも約8割が地下水を利用

管内の主要な鉄道、高速道路、空港、港湾施設の状況



東西約143km

南北約127km

管内及び他県を結ぶ主要旅客定期航路



⑥ 苓北観光汽船
(Kizuna II)
19GT



① 熊本フェリー (オーシャンアロー)
1,687GT



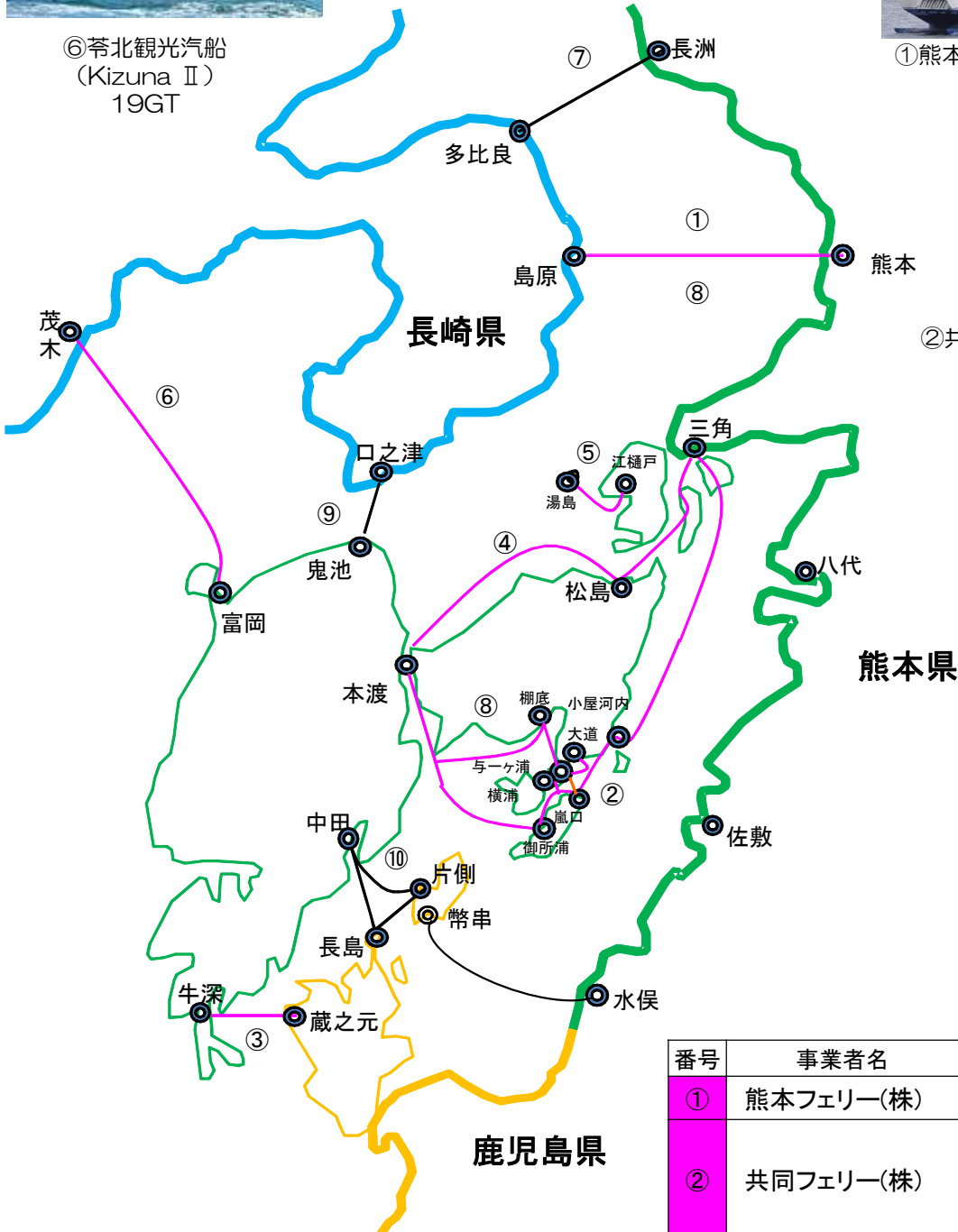
② 共同フェリー (フェリーごしょうら)
132GT



④ シークルーズ (Vista Bonita)
19GT



⑤ 湯島商船
(昭和丸) 19GT

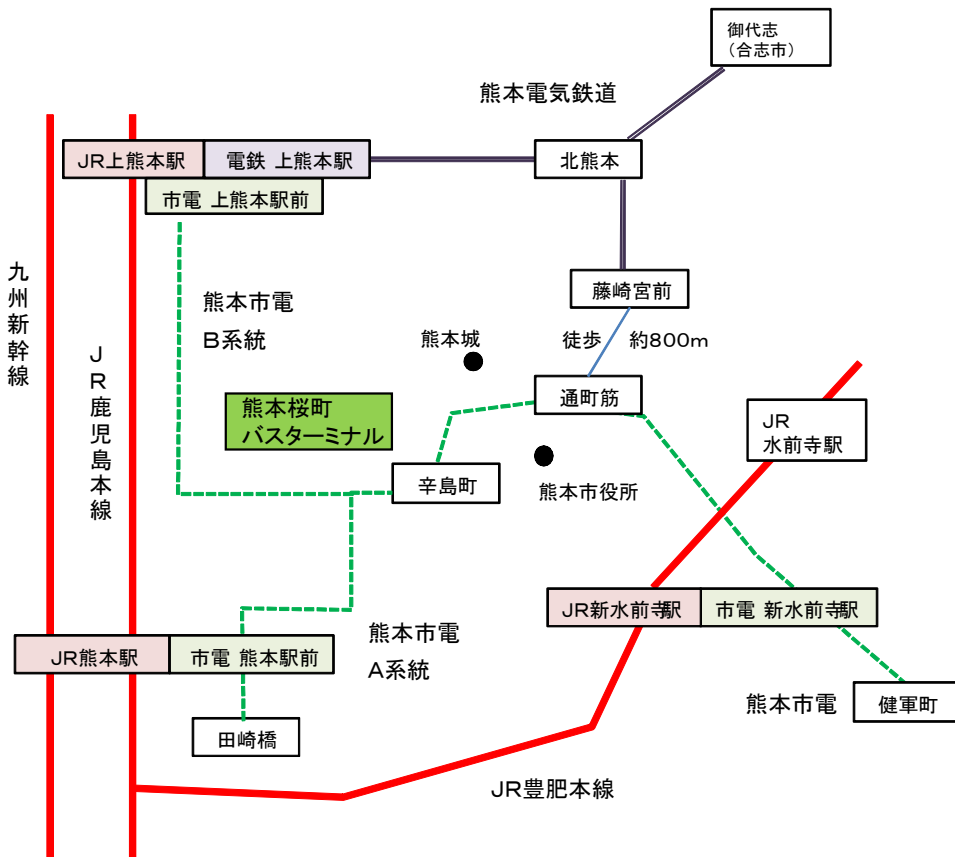


③ 三和商船 (第二天長丸)
577GT

番号	事業者名	航路名	備考
①	熊本フェリー(株)	熊本～島原	
②	共同フェリー(株)	棚底～三角 御所浦～本渡 御所浦～棚底・大道 本渡～御所浦	
③	三和商船(株)	蔵之元～牛深	
④	(株)シークルーズ	本渡～松島～三角 三角港連絡船 ※	※休止中
⑤	(有)湯島商船	湯島～江樋戸	
⑥	苓北観光汽船(株)	天草～長崎	国庫補助航路
⑦	有明海自動車航送船組合	多比良～長洲	長崎所管
⑧	九商フェリー(株)	島原～熊本	長崎所管
⑨	島原鉄道(株)	口之津～鬼池	長崎所管
⑩	天長フェリー(株)	天草～長島	鹿児島所管
⑪	(有)獅子島汽船	幣串～水俣	鹿児島所管

2. 熊本県主要な交通施設の概況

(1) 熊本市内の軌道系輸送機関の結節状況



JR熊本駅周辺



JR上熊本駅周辺



JR新水前寺駅周辺



(2) 自動車ターミナル(自動車ターミナル法関係)

①一般バスターミナル

事業者名	ターミナルの名称	位置	施設概要	
九州産交ランドマーク(株)	熊本桜町バスターミナル	熊本市中央区桜町	許可年月日	昭42.5.23
			開始年月日	令1.9.11
			施設面積	14,746㎡
			バス数	29
			乗入会社数	県内5社、県外8社

熊本桜町バスターミナルが入る複合商業施設「SAKURA MACHI Kumamoto」



②専用バスターミナル

事業者名	ターミナルの名称	位置	施設概要
九州産交バス(株)	本渡バスターミナル	本渡市南新町	4バス
	松橋バスターミナル	宇城市松橋町松橋	4バス
熊本電気鉄道(株)	菊池バスターミナル	菊池市大字隈府	2バス
合計	3ターミナル		10バス

③一般トラックターミナル

事業者名	ターミナルの名称	位置	施設概要	
九州高速道路ターミナル(株)	熊本トラックターミナル	熊本市東区小山	免許年月日	昭50.8.21
			開始年月日	昭51.6.24
			境域面積	77,742㎡
			バス数	54

3. 熊本県の観光の概況

観光は、我が国の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野であり、観光需要を取り込むことにより地域活性化、雇用機会の増大などの効果を期待されている。

熊本県は、阿蘇の雄大なカルデラ景観や天草の美しい海岸線・多島群、そして豊富な温泉など県内各地が優れた自然の観光資源に恵まれており、また、日本三名城の一つ熊本城など歴史や文学にかかわりのある観光地、施設が数多く存在している。

阿蘇地方には、観光圏整備法に基づき国土交通大臣が認定した観光圏として、「阿蘇くじゅう観光圏」があり、民間のソフト事業に対する補助制度や各種法律の特例などにより、地域の自主的な取組を支援し、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進している。また、阿蘇くじゅう国立公園をナショナルパークとしてのブランド化を図る取り組み「阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクト」も行われている。

魅力的な観光地づくりの面では、各地域で日本版DMOの形成確立に向けた取り組みも行われており、熊本県においては、株式会社くまもとDMC、DMOやつしろ等が観光庁の登録法人となり、観光地づくりを行っている。

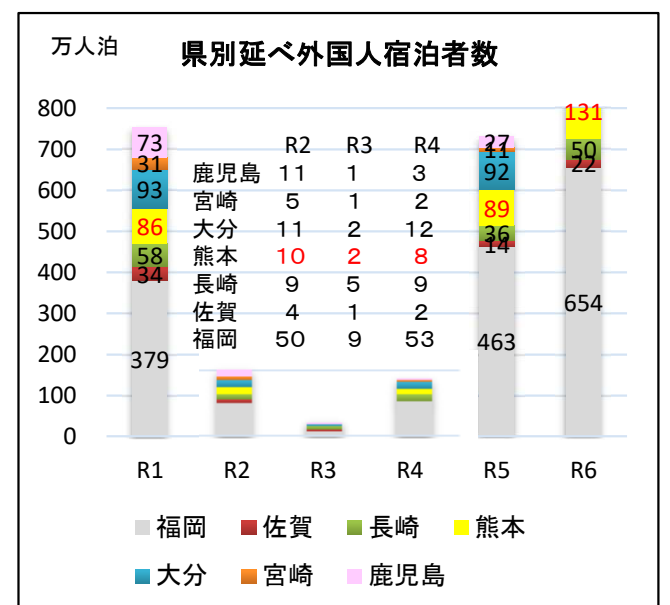
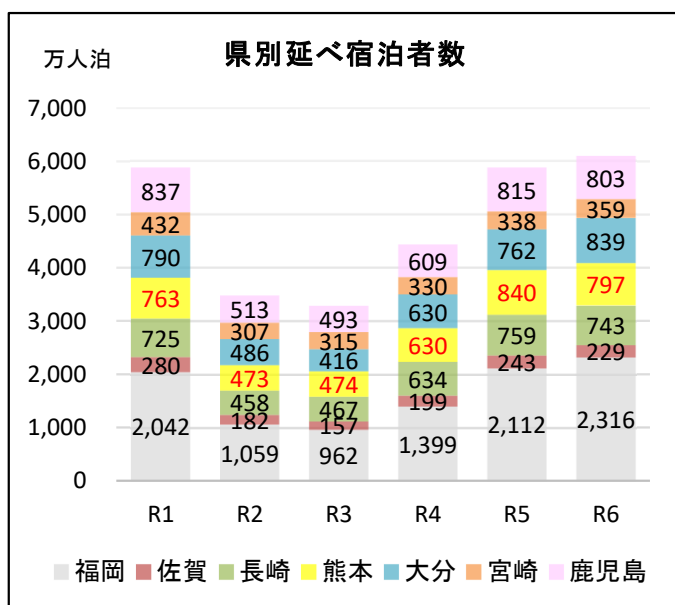
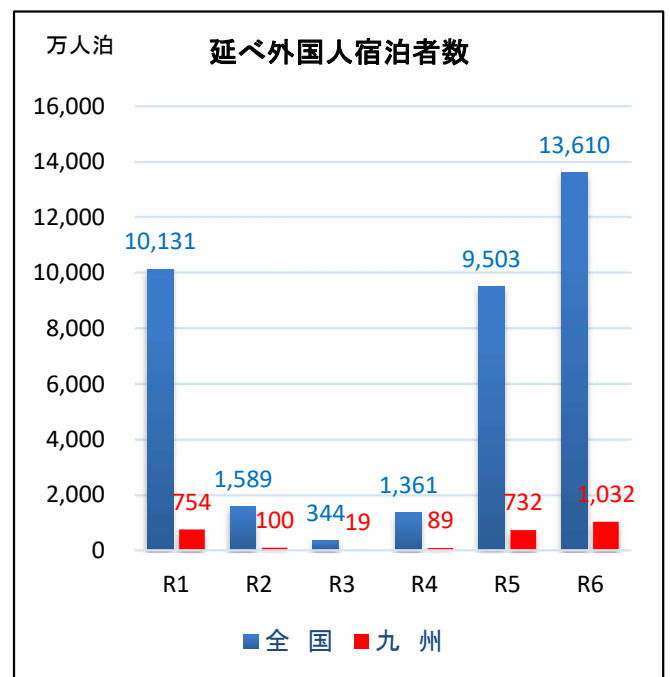
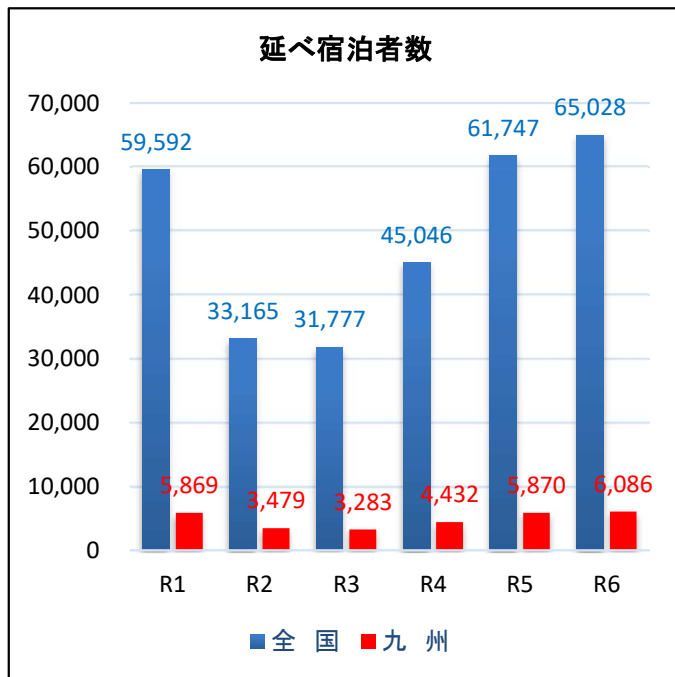
令和2年、新型コロナウイルス感染症の影響により県内を訪れる観光客は激減。その後も厳しい状況が続いていたが、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症は「5類感染症」へ移行し、令和5年には県別延べ宿泊者数がコロナ前の水準へ回復し、令和6年も速報値で797万人と更に増加している。

訪日外国人についても、令和4年10月の新規入国制限の見直し（個人旅行解禁など）などにより、少しずつではあるが回復傾向にあったが、令和5年には県別延べ外国人宿泊者数についてもコロナ前の水準を回復し（熊本空港の国際線の再開・新規就航も相次ぎ、令和5年度の国際の旅客数は過去最高の23万人を記録）、令和6年も速報値で131万人と更に増加している。

TSMCの熊本進出もあり、令和6年（速報値）の国籍（出身地）別外国人延べ宿泊者数では台湾が41万人と最も多くなっている。

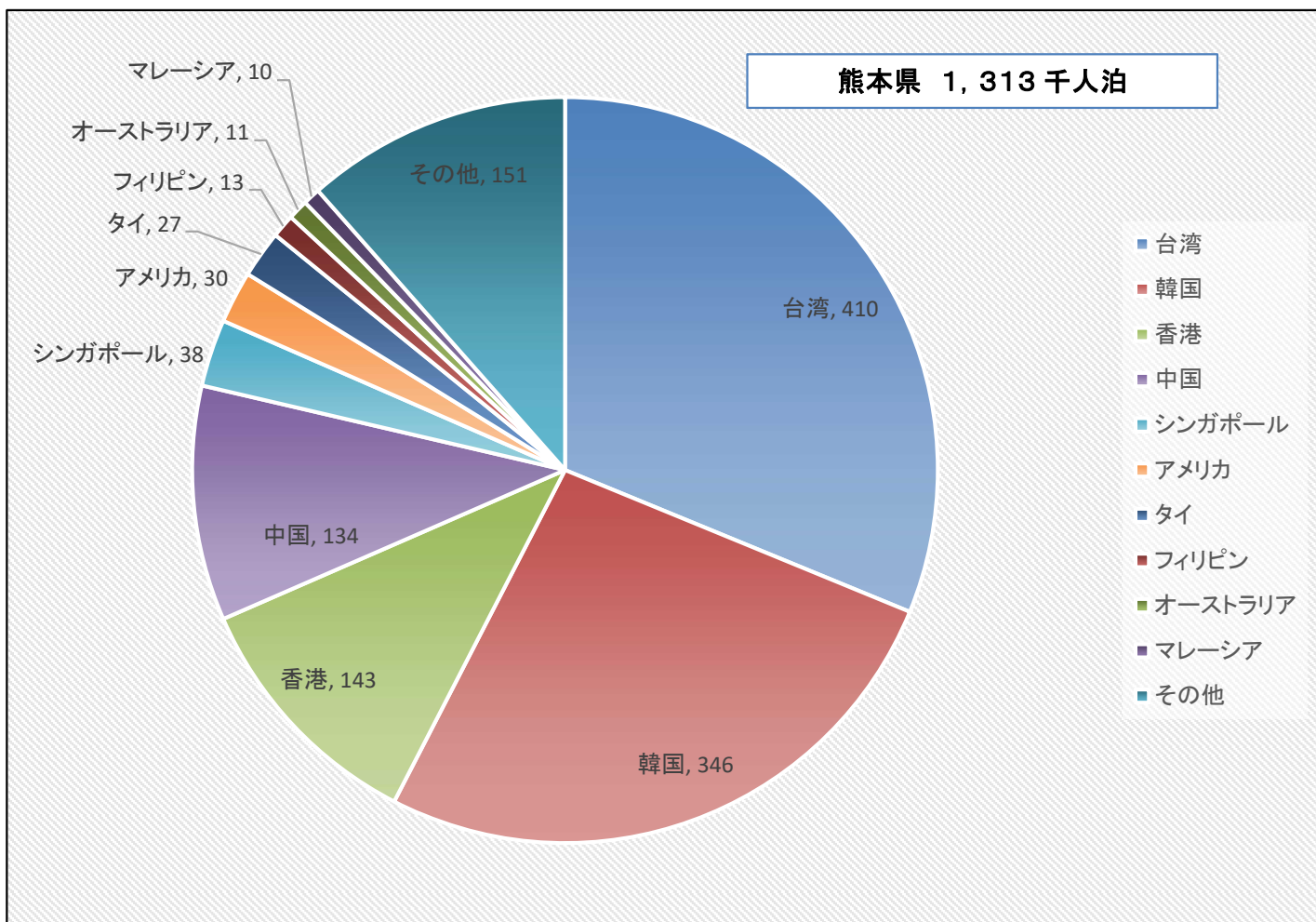
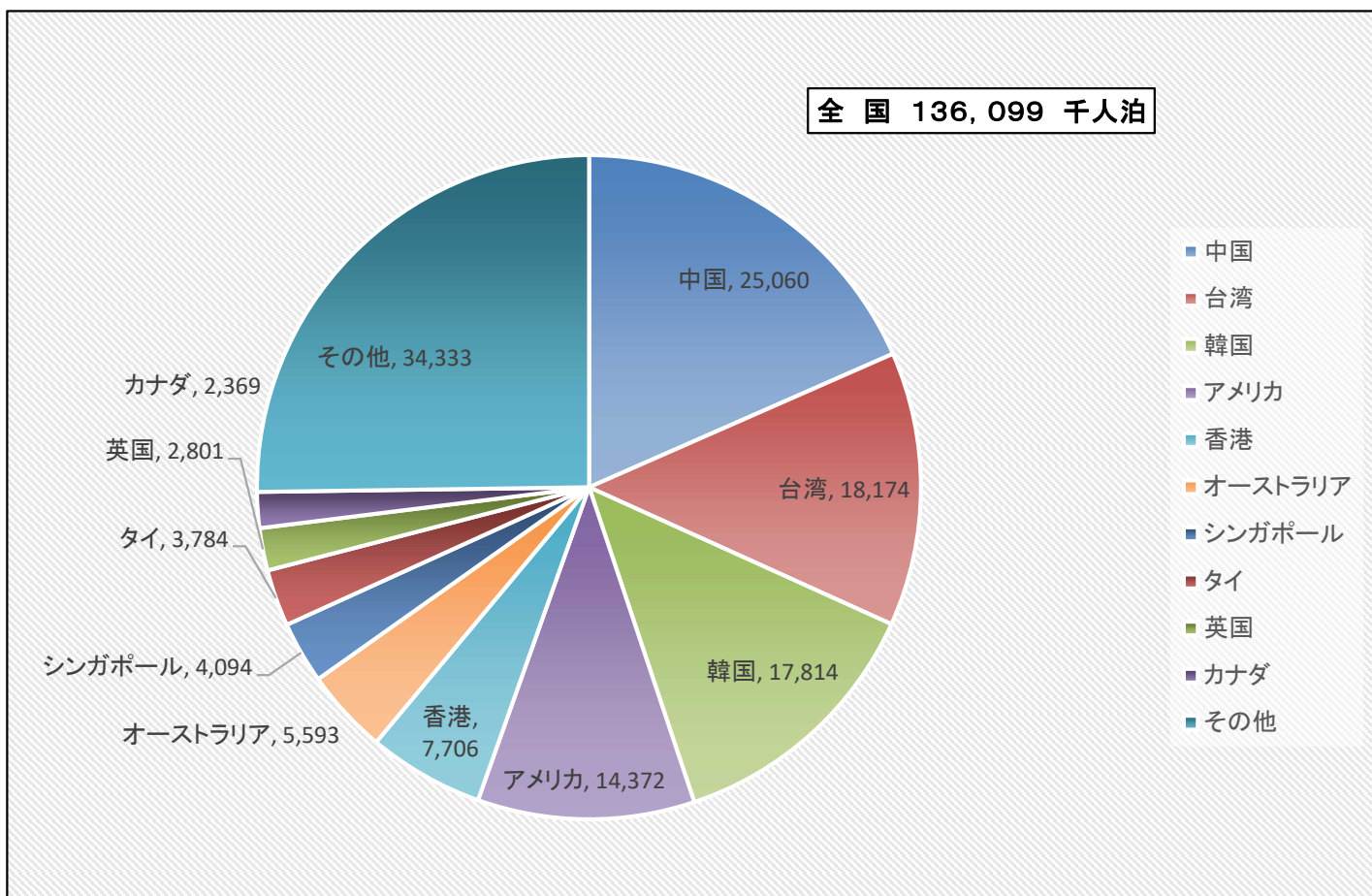
令和6年の熊本県の延べ宿泊者数は、7,972,060人泊で全国25位、九州で第4位（前年は全国19位、九州2位）。外国人延べ宿泊者数は、1,312,720人泊で全国第16位、九州で2位であった（前年は全国17位、九州3位）。

(1) 県内の宿泊者の状況 （観光庁宿泊旅行統計調査 ※令和6年は速報値）



令和6年国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)

(観光庁宿泊旅行統計調査 速報値)



Ⅱ 管内の業務別概況

1. 企画関係業務の概況

(1) 地域公共交通に関する政策（地域公共交通活性化再生法）

- 近年における少子高齢化の進展や自家用車の普及等により、地域公共交通の維持に困難が生じていること等を踏まえ、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保等を行うため、地方公共団体が主体となって、地域公共交通の維持・確保や利便性向上の取組を促進するため、平成19年に「地域公共交通活性化再生法」が制定された。
- その後の社会経済情勢の変化に対応し、地域の実情に応じた持続可能な地域公共交通の実現を目指すべく、平成26年、令和2年に法改正が行われた。

地域公共交通を取り巻く現状・背景

高齢者の不安

- 高齢者の免許返納の数は、近年大幅に増加

地方部の路線バス事業の厳しい現状

- 全国の約7割のバス事業者において一般路線バス事業の収支が赤字 ○運転手不足が年々深刻化

地域公共交通の確保に関する地方負担の増加

- 路線バスへの補助、コミュニティバス、乗合タクシーの運行により地方公共団体の財政負担が大幅に増加

- 高齢者の運転免許返納も増える中、移動手段の受け皿の確保が重要となっているにもかかわらず、人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等により、公共交通の維持が容易ではなくなっている
- 観光による地域振興を図る上でも、外国人旅行者を含む来訪者にも利用しやすい移動手段の確保が必要

地域公共交通活性化再生法の制定・改正の変遷

- 平成19年制定
 - ✓ 地域公共交通活性化再生法を制定し市町村が主体となって幅広い関係者の参加による協議会を設置
 - ✓ 「地域公共交通総合連携計画」の策定を通じて地域公共交通の確保・維持等の取組を促進する制度を整備
- 平成26年改正
 - ✓ ①まちづくりと連携（コンパクト・プラス・ネットワーク）し、②面的な公共交通ネットワークの再構築を図るため、「地域公共交通網形成計画」を法定計画として規定
 - ✓ バス路線の再編等を実施する「地域公共交通再編事業」を創設し、法律・予算の特例措置を適用し、計画の実現を後押しする制度を整備
- 令和2年改正
 - ✓ 地域公共交通網形成計画を「地域公共交通計画」と改め、地方公共団体の作成を努力義務として規定
 - ✓ 「地域旅客運送サービス継続事業」「地域公共交通利便増進事業」等を創設し、更に地域における移動手段の確保や地域公共交通の充実を促進

(2) 「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」へ（令和2年改正）

地域公共交通計画のポイント

- ◆ まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保
 - ・まちづくり施策との一体的推進 ・観光振興施策・福祉施策の一層の連携
- ◆ 地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
 - ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化 ・ダイヤや運賃等のサービス改善
- ◆ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
 - ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
- ◆ 住民の協力を含む関係者の連携
 - ⇒ 地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ

地域公共交通計画の考え方

まちづくりと連携した
地域公共交通
ネットワークの形成
網形成計画と同様



地域における
輸送資源の総動員
今般新たに追加

メニューの充実やPDCAの強化により、
持続可能な旅客運送サービスの提供の確保

地域旅客運送サービス

公共交通機関



- 地方公共団体が交通事業者と連携して、地域の輸送資源を総動員する交通計画を作成
- 既存の公共交通サービスの改善・充実の徹底と国が予算面とノウハウ面から支援 → 持続可能な地域公共交通の実現へ

(3)「交通空白」解消本部について（令和6年7月17日設置）

国土交通省「交通空白」解消本部の設置について



- 全国各地で、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等を地域住民や来訪者が使えない「交通空白」の解消に向けて早急に対応していくため、国土交通省「交通空白」解消本部を設置する。
- 当該本部のもと、自治体・交通事業者とともに、「交通空白」の解消に向けた取り組みを進める。

国土交通省「交通空白」解消本部

目的	構成員
○ 地域の足対策 全国の自治体において、<u>タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等</u>（以下、<u>タクシー等</u>という）を<u>地域住民が利用できる状態を目指す</u>。 ○ 観光の足対策 <u>主要交通結節点</u>（主要駅、空港等）において、<u>タクシー等を来訪者が利用できる状態を目指す</u>。	本部長 国土交通大臣 本部長代行 副大臣及び大臣政務官 副本部長 事務次官、技監及び国土交通審議官 本部員 官房長、公共交通政策審議官、鉄道局長、物流・自動車局長、海事局長、港湾局長、航空局長、観光庁長官、地方運輸局長等 ※事務局：総合政策局 公共交通政策部門、物流・自動車局及び観光庁

取組事項とスケジュール

- ①日本版/公共ライドシェアの取組が遅れている自治体（約600※）への伴走支援 → 約600自治体においてタクシー等を利用可能に
※日本版/公共ライドシェアを実施済み/実施に向けて準備中の約1100自治体を除く自治体
 - ②主要交通結節点（約700）の2次交通アクセス向上支援 → 約700交通結節点においてタクシー等を利用可能に
R6.9 特に先行的に解決する必要性が高い自治体や交通結節点において、「交通空白」解消に向けた方策が実施／準備されていることを目指す→公表
R6.12 上記以外の自治体・交通結節点において、「交通空白」解消に向けた方策が実施／準備されていることを目指す →公表
 - ③「日本版ライドシェア」や「公共ライドシェア」のバージョンアップと全国普及
R6.9 バージョンアップ 第1弾のとりまとめ（天候・大規模イベント等への対応等）
R6.12 バージョンアップ 第2弾のとりまとめ（新たなダイナミックプライシングなどの運賃料金の多様化等）
- ※解消本部に課長級の幹事会を設置し（毎月開催）、定期的に報告・議論

「交通空白」解消に向けた取組



「交通空白」
解消本部
(R6年7月17日設置)

解消本部と官民連携プラットフォームを両輪として、「交通空白」の解消に向けた取り組みを強力に推進

「交通空白」解消・
官民連携
プラットフォーム
(R6年11月25日発足)

地方運輸局・運輸支局による
自治体、交通事業者への伴走支援



お困りごとを抱える自治体、交通事業者と、
幅広い分野の企業・団体群の連携・協働体制

★プラットフォーム会員（発足時）計167者

①47都道府県、②交通関係31社

③30団体、④パートナー企業58

（計乗バス、第一交通、全国自治体ライドシェア連絡協議会、武蔵日本、イオン、電報交通、日野自動車等）

→公募を経て、今後さらに拡大予定



FIRSTステップ

昨年7月の本部立ち上げ以降、600超の首長訪問等により、
公共・日本版ライドシェア等の取組に未着手の自治体が622から24に減少するなど、
全国の自治体において「交通空白」解消のツールが着実に浸透

NEXTステップ

浸透したツールをもとに、全国各地の「交通空白」の一つ一つの解消に向けて、
令和7年度～9年度を「交通空白解消・集中対策期間」として対策を強化。

年明け～
令和7年5月頃

- ：全自治体における個々の「交通空白」をリストアップ
- ：3カ年の「取組方針」を策定、国による総合的な後押し

運輸局・運輸支局による伴走支援
(他地区展開など)

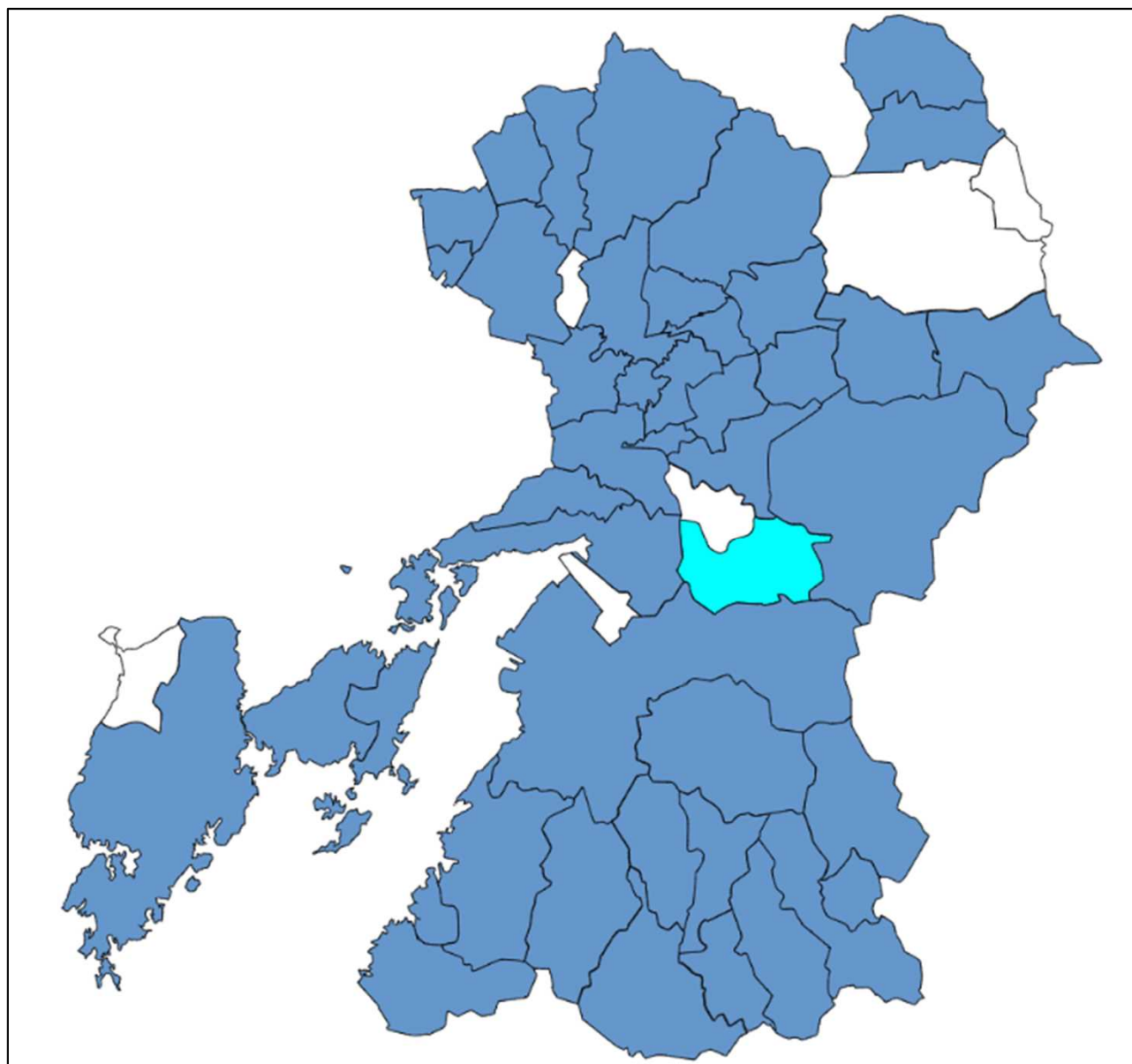
民間の技術・サービスの導入
(官民連携プラットフォーム)

立ち上げに対する財政支援

「地域の足」「観光の足」確保により、地方創生を実現

(4) 管内の地域公共交通会議・地域公共交通活性化協議会の設置状況等（令和7年4月）

市町名	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会	地域公共交通計画	計画期間
			策定状況	
熊本県	－	熊本県地域公共交通協議会	○	R3.4～R8.3
熊本市	熊本市地域公共交通会議	熊本市公共交通協議会	○	H28.4～R8.3
八代市	八代市地域公共交通会議		○	R2.10～R7.9
人吉市	人吉市地域公共交通会議	人吉市地域公共交通活性化協議会	○	R5.4～R10.3
		人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
荒尾市	荒尾市地域公共交通活性化協議会		○	R5.4～R10.3
水俣市	水俣市地域公共交通会議		○	R7.4～R12.3
玉名市	玉名市地域公共交通会議		○	R6.4～R11.3
山鹿市	山鹿市地域公共交通活性化協議会		○	R6.4～R11.3
菊池市	菊池市地域公共交通会議		○	R7.4～R12.3
宇土市	宇土市地域公共交通会議	宇土市地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
上天草市	上天草市地域公共交通会議	上天草市地域公共交通活性化協議会	○	R5.4～R10.3
宇城市	宇城市地域公共交通活性化協議会		○	R7.4～R12.3
阿蘇市	阿蘇市地域公共交通会議	－	－	－
天草市	天草市地域公共交通会議	天草市地域公共交通活性化協議会	○	R5.4～R10.3
合志市	合志市地域公共交通協議会		○	R6.4～R11.3
玉東町	－	－	－	－
南関町	南関町地域公共交通協議会		○	R5.4～R10.3
長洲町	長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会		○	R6.4～R11.3
和水町	和水町地域公共交通会議		○	R6.4～R11.3
大津町	大津町地域公共交通会議		○	R4.9～R9.3
菊陽町	菊陽町地域公共交通会議		○	R7.4～R12.3
南小国町	小国郷地域公共交通会議		○	R6.12～R11.3
小国町	小国郷地域公共交通会議		○	R6.12～R11.3
産山村	産山村地域公共交通会議	－	－	－
高森町	高森町地域公共交通会議	南阿蘇鉄道沿線地域公共交通活性化協議会	○	H30.4～R15.3
西原村	西原村地域公共交通会議		○	R7.4～R12.3
南阿蘇村	南阿蘇村公共交通連携協議会	南阿蘇鉄道沿線地域公共交通活性化協議会	○	H30.4～R15.3
御船町	御船町地域公共交通活性化協議会		○	R4.7～R9.3
嘉島町	嘉島町地域公共交通会議	熊本市公共交通協議会	○	H28.4～R8.3
益城町	益城町地域公共交通会議		○	R3.4～R8.3
甲佐町	甲佐町地域公共交通会議	－	－	－
山都町	山都町地域公共交通会議	山都町地域公共交通活性化協議会	○	R6.4～R11.3
美里町	美里町地域公共交通活性化協議会		策定中	－
氷川町	－	－	－	－
芦北町	芦北町地域公共交通会議		○	R6.4～R11.3
津奈木町	津奈木町地域公共交通会議		○	R6.5～R11.3
錦町	錦町地域公共交通会議	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
多良木町	多良木町地域公共交通会議	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
湯前町	－	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
水上村	水上村地域公共交通対策協議会	水上村地域公共交通対策協議会	－	－
		人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
相良村	相良村地域公共交通会議	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
五木村	－	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
山江村	山江村地域公共交通会議	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
球磨村	球磨村地域公共交通会議	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
あさぎり町	あさぎり町地域公共交通会議	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会	○	R4.4～R9.3
苓北町	苓北町地域公共交通会議	－	－	－



地域公共交通計画策定自治体

自治体数 (県含む)	策定自治体 (灰・赤色)	策定中 (水色)
46	39	1

- …地域公共交通計画策定済み
- …地域公共交通計画策定中
- …計画なし（策定中除く）

➤ 令和2年の地域公共交通活性化再生法改正により、地域交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」の作成が努力義務化

➤ 複数自治体による広域計画は以下のとおり

- 熊本地域公共交通計画（熊本市・嘉島町）
- 南阿蘇鉄道沿線地域公共交通計画（熊本県・高森町・南阿蘇村）
- 人吉・球磨地域公共交通計画（人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町）

【利便増進計画関係】

- 熊本市（市電多両編成導入等）
…R5.4.25認定
- 荒尾市（医療センター開業に伴う路線再編）
…R6.10.29認定
- 合志市（路線定期型→デマンド化等）
…策定中

熊本地域公共交通利便増進実施計画(熊本市電沿線版)(概要)

- 熊本市電は、市民や来訪者が気軽に利用できる移動手段であり、また、都市圏の基幹公共交通軸を担う交通機関として重要な役割を担っている。
- 利用しやすい市電のダイヤ設定や市電の輸送力を向上させるなど、利用者の利便を増進するための事業を実施し、利便性の高い公共交通サービスの持続可能な提供を目指す。

事業の内容

・市電全線の利用を円滑化するためのダイヤの設定
土曜、日祝ダイヤの日中時間帯(10時～17時台)について、ダイヤのラウンド化※1及び等間隔化※2を実施。

・市電の輸送力向上のための多両編成車両導入
現行定員の1.5倍程度の超低床形多両編成車両を導入。

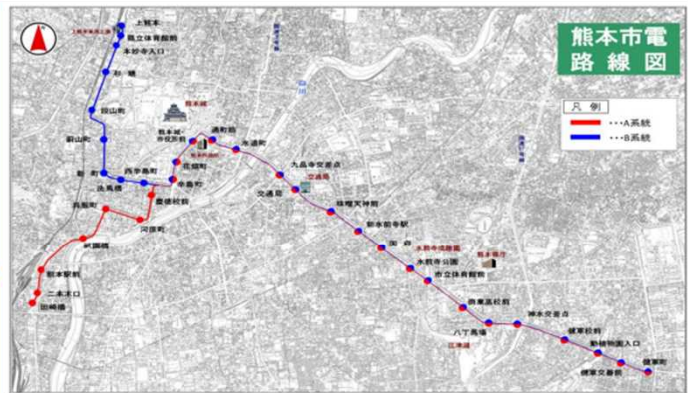
※1 毎時間同じ時刻に市電が到着するダイヤ
※2 運行間隔が等間隔になるようなダイヤ

事業の効果

・市電の利便性向上
ダイヤのラウンド化、等間隔化を行うことで、利用者にとって分かりやすいダイヤとなり、待ち時間の平準化も図られることで市電の利便性が向上する。

・市電の輸送力向上と乗降時の負担軽減
多両編成車両を導入することで、輸送力が向上し、通勤時間帯などに車内が満員のため、乗車できない状況が改善される。
また、バリアフリー新法に適合した超低床形車両とすることで、高齢者や障がい者の乗降時の負担軽減が図られる。

- ・作成自治体 熊本県熊本市及び嘉島町
- ・事業実施区域 熊本市電沿線(右図の通り)
- ・事業実施予定期間 R5年4月～R8年3月



【ダイヤのラウンド化、等間隔化】

土日祝：日中時間帯(10時～17時台)		
旧	12～15便/時	最大待ち時間 6分
新	15便/時	運行間隔：4分 運行時刻の例 00分、04分、08分 12分、16分、20分 24分、28分、32分 36分、40分、44分 48分、52分、56分

【導入車両のイメージ】



※R6に2台、R7に2台
合計4台導入予定。

荒尾市地域公共交通利便増進実施計画

- 令和5年10月の新病院開業に伴い、市内各地から新病院へアクセスしやすい公共交通ネットワークが求められている
- 市内で進展している新しいまちづくりとも連動した、効率的かつ利便性の高い公共交通網の構築を目指す

利便増進事業の内容と効果

○路線バスの再編

- ・市内各路線の「有明医療センター」乗入れ
- ・路線の統合、経路変更により、医療センターへのアクセスを確保
- ・荒尾駅～バスセンター間の運行間隔の調整
- ・需要に応じた運行回数への変更、一部区間の廃止

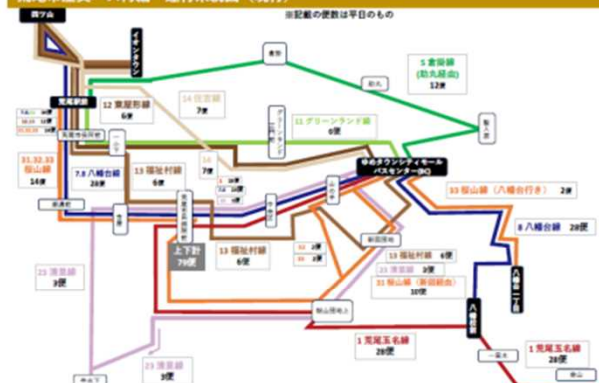
⇒・有明医療センターへのアクセス性向上

- ・移動状況やニーズを踏まえた運行回数・ダイヤの設定による利便性の向上・サービス水準の適正化

- ・長期的な公共交通ネットワークの維持・確保

- ・作成自治体 荒尾市
- ・事業実施予定期間 令和6年度～令和9年度
- ・事業実施区域 荒尾市全域

荒尾市産交バス再編 運行系統図(現行)



荒尾市産交バス再編 運行系統図(再編後)



(7) 海事産業次世代人材育成事業

海事産業(造船業、海運業、港湾荷役業など)は、近年、労働者の高齢化や後継者不足による技術の伝承問題など喫緊の課題を抱えていることから、次世代を担う小中学生を中心に海事産業への理解と関心を高めるために海事関係業界と連携して「海事産業見学会」を開催している。

令和6年度は、8月と12月に熊本市小学校社会科研究会と熊本市内の小学校1校を対象に、フェリーや造船所の見学会と出前講座を実施した。

○フェリーの乗船体験(小学校社会科研究会)



操舵室にて船長から説明



機関室にて機関長から説明



機関設備の見学

○フェリーの乗船体験(小学校5年生)



操舵室にて船長から説明



船内にて海運の重要性を説明



オーシャンアローをバックに記念撮影

○造船施設の見学(小学校社会科研究会)



造船業等に関する説明



新造船の出航の見送り



新造船をバックに記念撮影

○造船施設の見学(小学校5年生)



造船業等に関する説明



模型を見ながら船の説明



工場内で記念撮影

2. 旅客輸送関係業務の概況

(1) 旅客自動車運送事業

① 乗合バス輸送

(1) 乗合バス輸送の現況

乗合バスによる輸送人員は昭和44年度には約1億1,923万人に上っていたが、自家用車の普及が進むにつれ年々減少していき、平成7年にはピーク時の半分以上にまで減少、その後も減少が続き、令和2年度には新型コロナウイルスの感染拡大により年間の輸送人員が2,000万人を下回るなど、熊本県内のバス事業者も多大な影響を受けることとなった。令和3年度以降はコロナ禍の終息とともに輸送人員は回復傾向にあり、令和5年度は約2,641万人とコロナ禍前である令和元年度の約92%まで回復している。

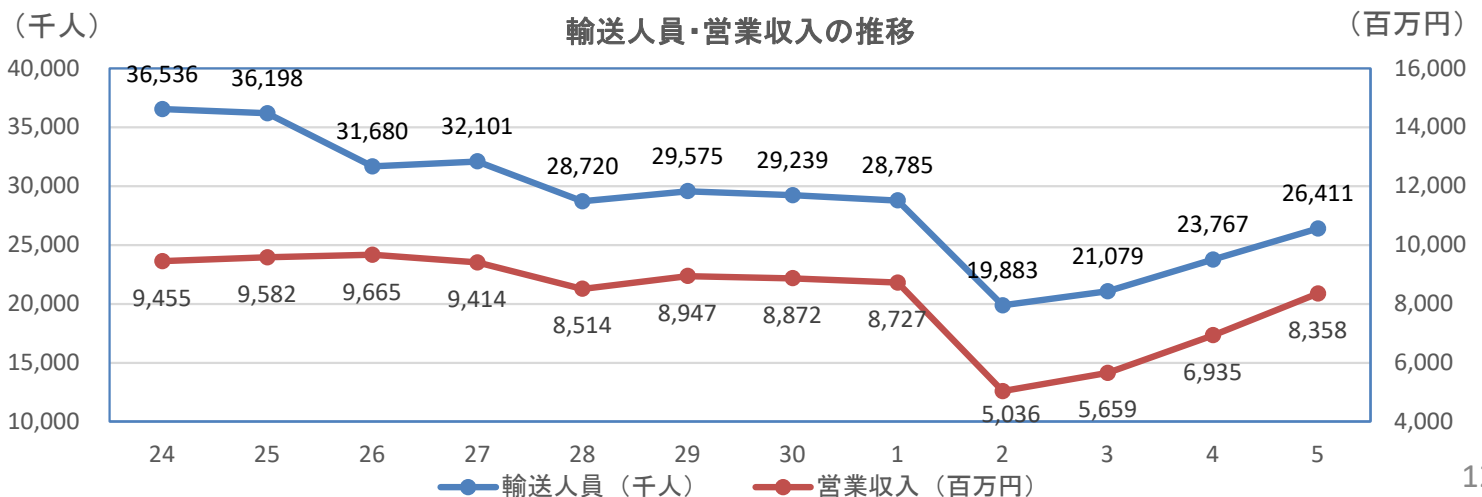
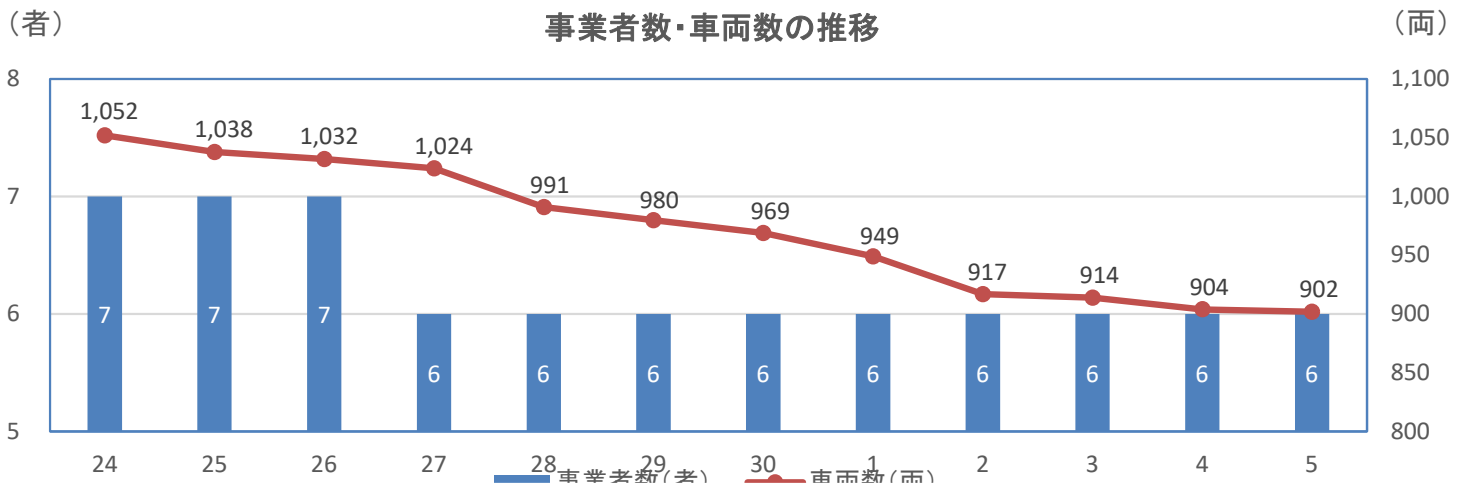
輸送人員が回復傾向にある一方、各バス事業者においては運転士不足が深刻な問題となっており、各事業者とも運転士の定数を下回る状態での運行を余儀なくされている。こうした状況から路線バス各社においては路線の廃止や減便が相次いでおり、運転士の確保及び路線の維持をどう図るのか、喫緊の課題となっている。

(2) 路線バス各社における利用促進・人材確保の取組み

令和2年11月、乗合バス事業者による共同経営等について独占禁止法の適用除外とする「独占禁止法特例法」が施行されたことを受け、県内の路線バス事業者5社により、熊本地域における路線バスの共同経営に関する協定として「熊本地域乗合バス事業協同経営計画〈第1版〉」の認可が国に申請され、令和3年3月に全国で初の認可を受けることとなった。同計画においては複数の事業者が重複して運行していた4区間（旧3号線方面、川尻市道方面、産業道路・国体道路方面、旧57号線方面）について、運行会社の一本化やダイヤ調整等の運行の効率化を図っている。同計画においてはその後も定期的に見直しが行われ、第2版では対象区間として県庁通り方面の追加、第3版では熊本市内中心部における180円均一運賃の取組みが新たに記載された。

路線バス各社においては上記以外にも自治体と連携した「バス乗り方教室」や「バス・電車無料の日」を定期的に開催する等、利用促進のための取組みを積極的に行っている。また近年はインバウンド旅行者の増加が顕著であることから、運賃の決済手段としてクレジットカードに対応したタッチ決済機器を路線バス全車に導入する等、インバウンド旅行者にもバスが利用しやすいものとなるような環境整備を行っている。

人材確保の取組みについては、各社において国の補助も活用しつつ積極的な採用活動を行っている。令和6年度には熊本運輸支局、自衛隊、バス・タクシー・トラックの各業界の運送事業者及び関係団体の協力のもと、退職予定自衛官を対象とした合同説明会を開催し、運転手の仕事内容の説明や車両の運転体験会を行うなど、多様な形での採用活動を行い、人材の確保を図っている。



②貸切バス輸送

(1)貸切バス輸送の現況

国土交通省では、平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を受け、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を策定、安全に係る規制の強化を行うこととなった。

平成28年1月には長野県軽井沢町にて多数の死傷者を出すスキーバス事故が発生したことから、二度と同様の事故が起きることがないように、「安心・安全な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を取りまとめ、これに基づく対策を実施することとなった。

輸送人員については利用者ニーズの多様化、クルーズ船の寄港回数の増加などを背景に順調に推移していたが、平成20年頃より景気低迷による需要の小口化・近距離化により減少していき、令和2年には新型コロナウイルス感染症の流行による観光ツアーや修学旅行の中止、クルーズ船の寄港停止などの影響を受け、前年の半分程度にまで落ち込むこととなった。コロナ禍の終息後、輸送人員は徐々に回復し、令和5年度の輸送人員は約251万人となっており、コロナ禍前である令和元年度とほぼ同程度まで回復している。

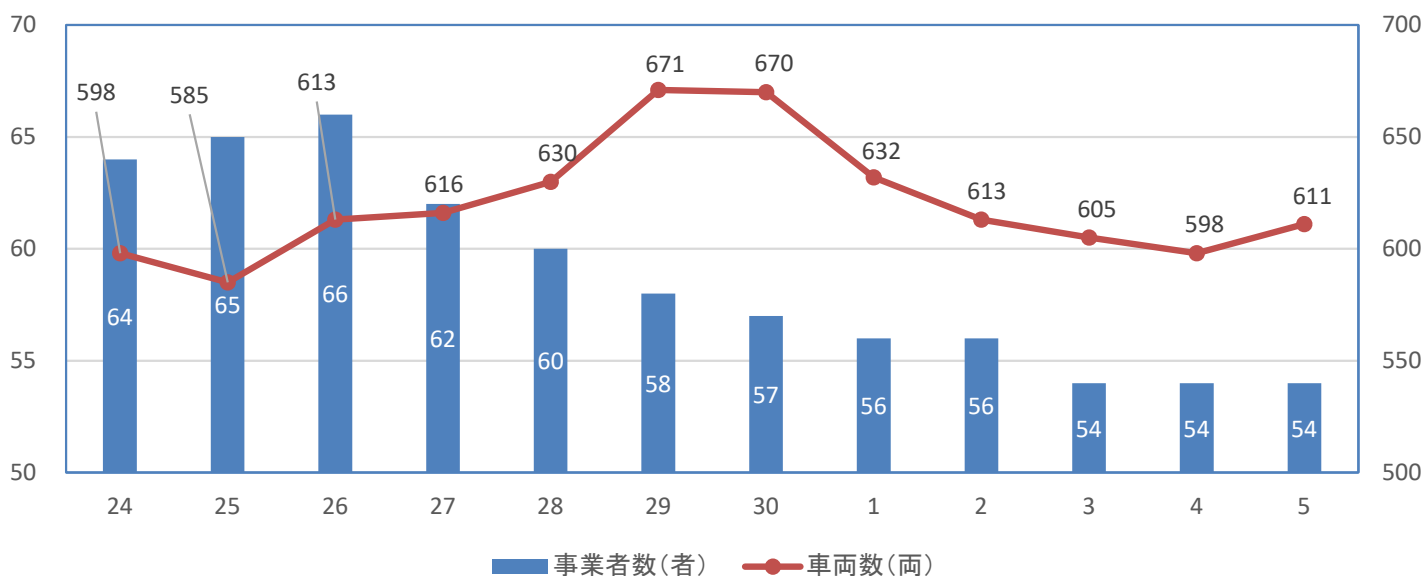
熊本県においてはインバウンド需要の増加や台湾積体回路製造(TSMC)の進出による企業送迎の需要等、今後貸切バスの需要が増えることが予想され、輸送人員がコロナ禍前を上回る状態まで回復することが期待される。

(2)近年の制度改正

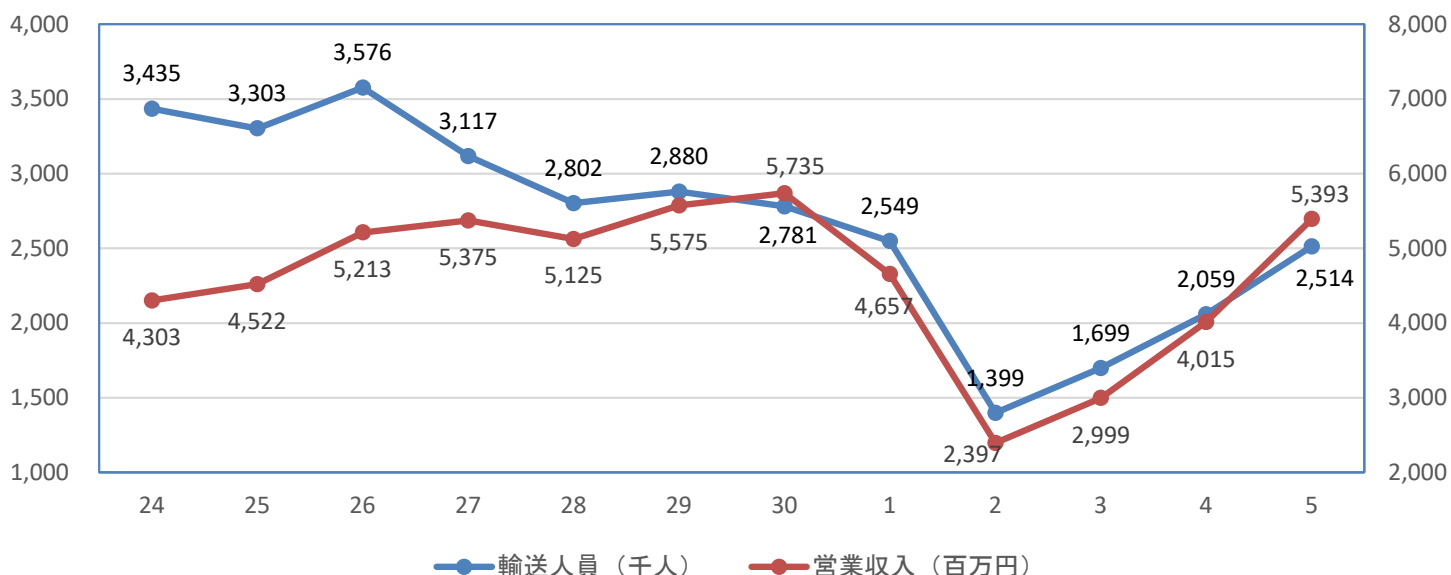
貸切バスの運賃制度については、需要の季節変動に対応することを想定し、上限額と下限額の幅で運賃を公示していたが、運転手不足の解消や更なる安全投資のための取り組みを着実に実施できるようにするため、令和5年8月25日付で基準額を「下限額」とする公示方法に見直しを実施し、額についても引き上げられることとなった。また令和6年4月には使用車両の実態に合わせた運賃設定とするため、車種区分に新たに「通勤ター」が追加され、事業者においてはより柔軟な運賃設定を行うことが可能となった。

一方で安全管理面については規制の強化が行われ、令和6年4月からは点呼状況の映像・音声の記録・保存の義務化や、アルコールチェックの撮影・保存、デジタル式運行記録計の設置義務化等が実施された。

(者) 事業者数・車両数の推移 (両)



(千人) 輸送人員・営業収入の推移 (百万円)

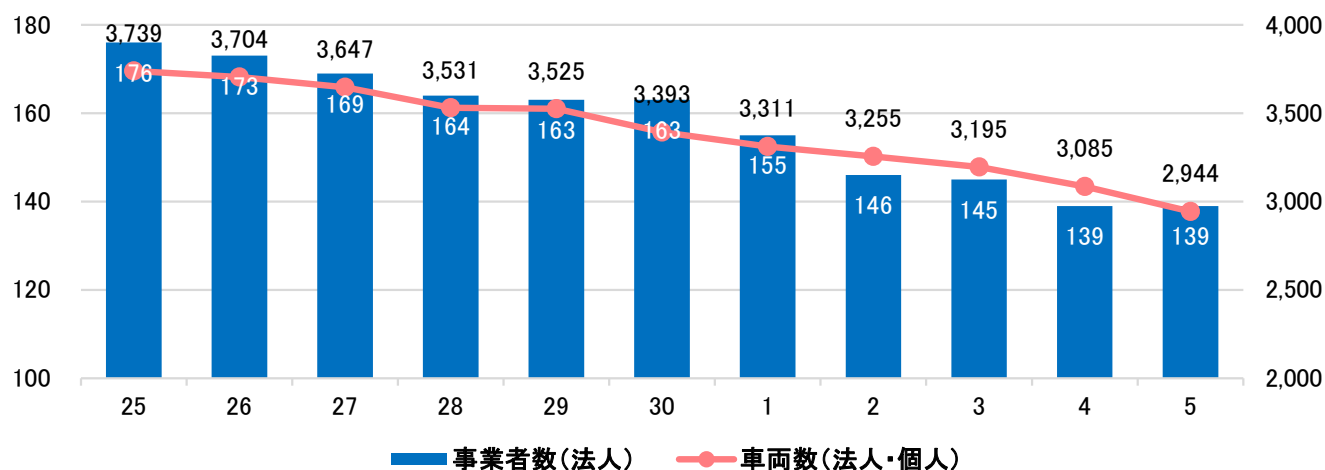


③タクシー輸送

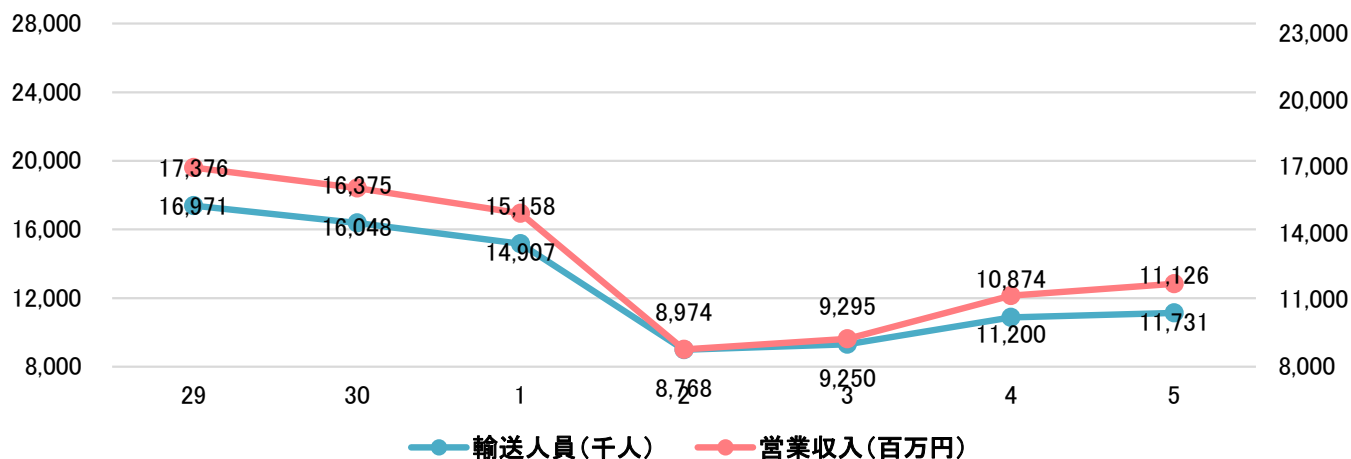
県内のタクシー事業者は、法人が139者、個人が284者、福祉輸送事業限定が199者（令和5年度末）となっている。

令和2年1月からは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により輸送人員が低迷し、各社の業績が悪化したため、令和3年8月に運賃改定が行われた。その後も新型コロナウイルスの影響が長期化し、輸送量が回復しない中、燃料価格高騰等による各種費用上昇への対応や運転者の待遇改善のための原資確保を目的として、令和6年4月にも運賃改定が行われた。

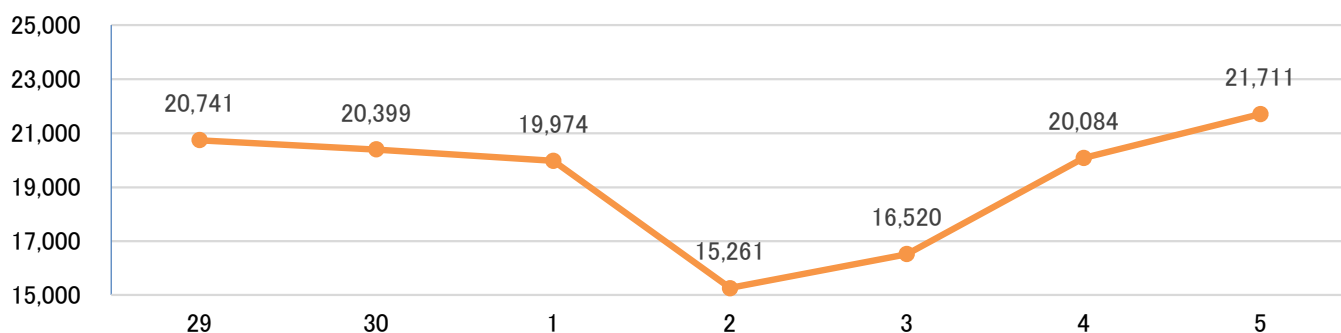
事業者数・車両数の推移
(福祉輸送事業限定は除く)



輸送人員・営業収入の推移
(福祉輸送事業限定は除く)



日車営業収入

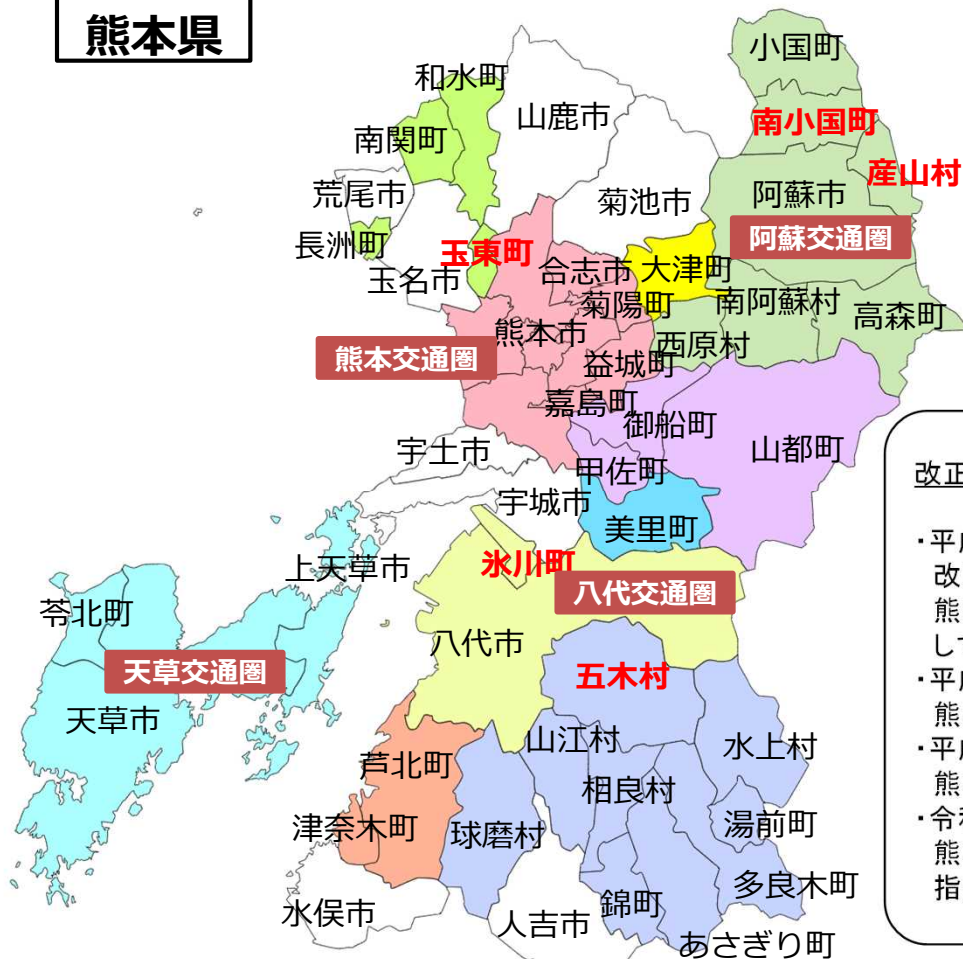


市郡別		人口 (千人)	一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送限定を除く。)						一車当 たり 人口
			事業者数			車両数			
			(※1)			(※1)			
			法人	個人	計	法人	個人	計	
熊 本 交 通 圏		886	50	279	329	1,632	272	1,904	465
阿 蘇 交 通 圏		56	8	－	8	65	－	65	861
八 代 交 通 圏		130	8	－	8	213	－	213	610
天 草 交 通 圏		101	24	－	24	158	－	158	639
市 部	人 吉 市	29	1	－	1	61	－	61	475
	荒 尾 市	49	4	－	4	47	－	47	1042
	水 俣 市	22	4	－	4	59	－	59	372
	玉 名 市	62	3	－	3	55	－	55	1127
	山 鹿 市	47	4	－	4	62	－	62	758
	菊 池 市	45	3	－	3	32	－	32	1406
	宇 土 市	35	2	－	2	23	－	23	1521
	宇 城 市	55	6	－	6	41	－	41	1341
郡 部	下益城郡	8	1	－	1	16	－	16	500
	玉 名 郡	37	5	－	5	40	－	40	925
	菊 池 郡	35	2	－	2	46	－	46	760
	上益城郡	38	6	－	6	57	－	57	666
	葦 北 郡	18	2	－	2	10	－	10	1800
	球 磨 郡	47	6	－	6	55	－	55	854
	市部合計	527	49	0	49	604	－	604	13,547
合計		1,700	139	279	418	2,672	272	2,944	577

・人口は熊本県発表の令和5年4月1日現在推計人口。千人未満は切り捨てて記載。

※事業者数、車両数は、1事業者において複数営業所がある場合、各市郡に計上

熊本県



改正タクシー特措法への対応

- ・平成26年1月
改正タクシー業務適正化特措法施行。
熊本・八代交通圏の2地域を「準特定地域」として指定。
- ・平成27年6月
熊本交通圏が「特定地域」に指定。
- ・平成31年4月
熊本交通圏が「特定地域」の指定解除。
- ・令和6年10月
熊本・八代交通圏の2地域を「準特定地域」の指定解除。

○福祉輸送限定車両保有事業者数

市郡別	事業者数	車両数	市郡別	事業者数	車両数
熊本市	90	86	水俣市	5	17
合志市	5	1	玉名市	8	18
菊陽町	3	0	山鹿市	10	23
益城町	1	1	菊池市	10	11
嘉島町	1	8	宇土市	6	1
阿蘇市	2	0	宇城市	5	0
阿蘇郡	2	0	下益城郡	1	0
八代市	13	22	玉名郡	1	0
八代郡	1	0	大津町	3	8
上天草市	2	8	御船町	0	0
天草市	9	13	甲佐町	0	0
天草郡	0	0	山都町	0	0
人吉市	5	1	葦北郡	4	3
荒尾市	7	8	球磨郡	5	7
合計			199	236	

※事業者数、車両数は、1事業者において複数営業所がある場合、各市郡に計上

○トピック

熊本交通圏で日本版ライドシェア開始



令和6年7月に、国土交通省において「交通空白」解消本部が立ち上げられました。「交通空白」解消本部は、地域交通の「担い手」「移動の足」不足が認められる地域において、タクシー事業者の管理のもとで、輸送力が不足する時期・時間帯を特定し、自家用車、一般ドライバーを活用することで、各地域の「交通空白」の解消を図ることを目的としています。



その取組の一環として、熊本県内で9者のタクシー事業者が「日本版ライドシェア（自家用車活用事業）」の許可を取得し、令和6年11月15日に日本版ライドシェア出発式が行われ、金・土曜16時台から翌日5時台に運行できるようになっています。

(2) 自家用有償旅客運送

(1) 登録制度の創設

市町村バスやNPO等によるボランティア有償運送については、バス、タクシー事業者によっては十分な運送サービスが提供されない場合に、地域の足を確保する重要性にかんがみ、公共の福祉を確保する観点から、従来、自家用自動車による有償運送の例外許可が行われてきたところである。

こうした運送サービスがより一層安全・安心なものとして利用者に提供されるよう、平成18年10月の道路運送法改正により自家用自動車による有償運送の法律上の位置付けが明確化され、実際の運行形態を踏まえて、新たに登録制度が創設されることとなった。

(2) 制度の改正

制度創設当初は実施主体(市町村かNPO法人等か)と運送目的(交通空白か福祉か)により運送の種別が分けられていたが、令和2年11月の道路運送法改正により運送目的を基準とした種別に見直されることとなったほか、所要の改正が行われた。

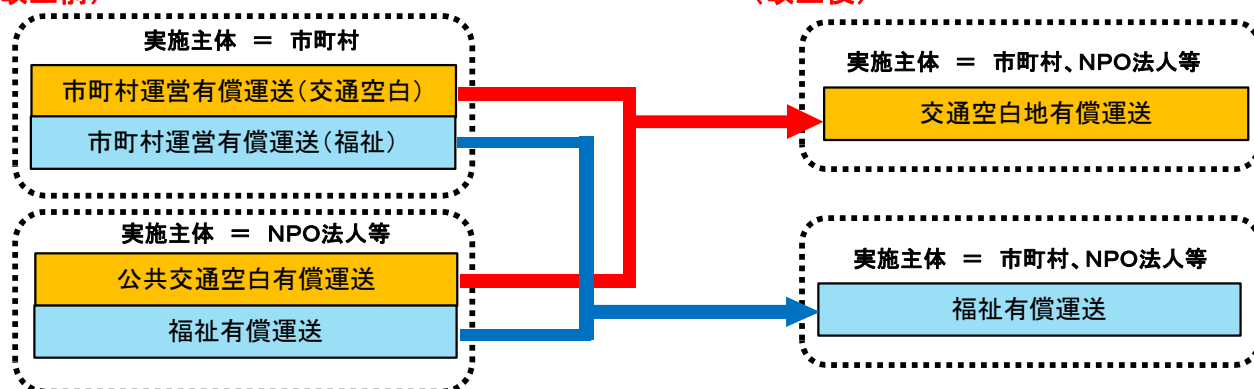
また令和5年度から令和6年度にかけては自家用有償旅客運送制度について更なる運用改善が行われ、熊本県内の複数の自治体においても地域住民や観光客の移動の足の不足という課題を解消するための手段として、自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)の導入が検討・実施されている。

【令和2年度の主な改正内容】

・自家用有償旅客運送の種別の見直し

(改正前)

(改正後)



・事業者協力型自家用有償旅客運送制度の創設

運行管理や車両の整備管理についてバス・タクシー事業者が協力する制度が創設され、これにより市町村等の運送主体においては、バス・タクシー事業者が運行に関して有する専門的ノウハウを自家用有償旅客運送に活用することが可能となった。

【令和5年度以降の主な改正内容】

・運送の対価の目安の見直し

運送の対価について従来は地域のタクシー運賃の1/2の範囲内が目安とされていたが、運送に要する実費を収受するという観点から、地域のタクシー運賃の約8割を目安とする内容に改正された。

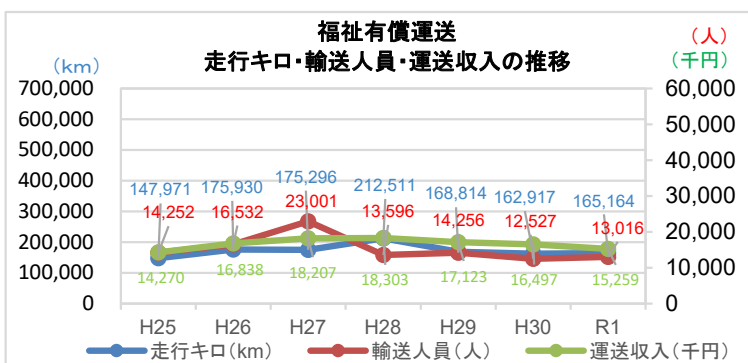
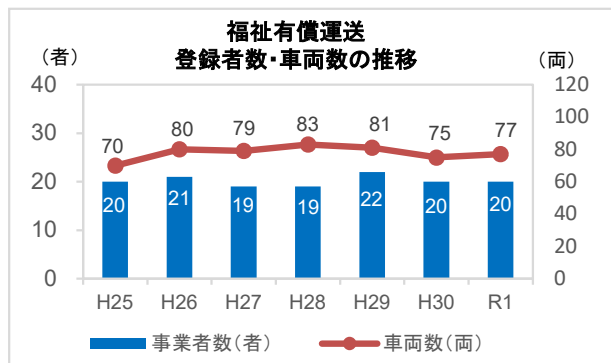
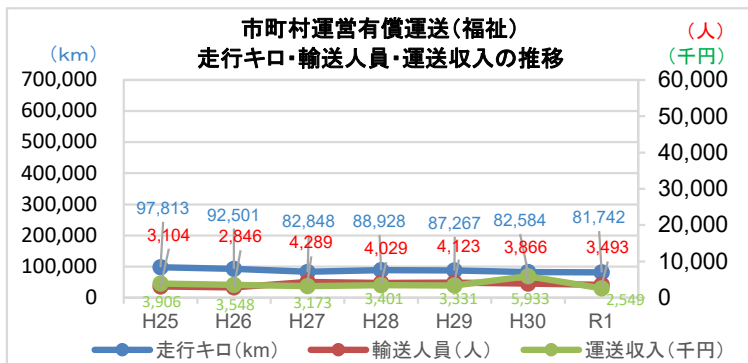
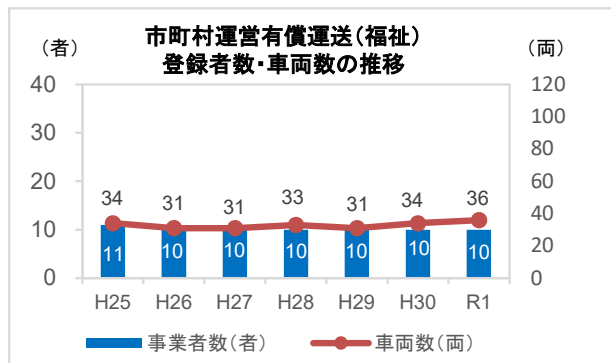
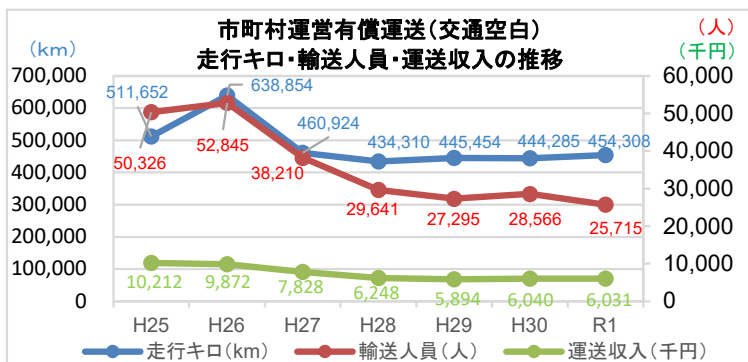
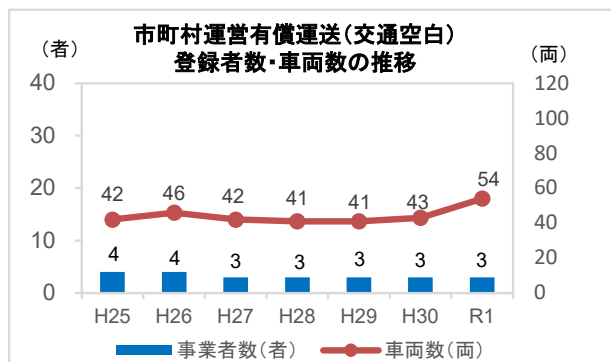
・タクシーとの共同運営の仕組みの構築

タクシーサービスの補完として自家用有償旅客運送を活用するため、タクシーと自家用有償旅客運送の一体的な配車サービスにより、タクシーが配車できない場合に自家用有償旅客運送を配車することを可能とする仕組みが構築された。

・地域公共交通会議の運営手法の見直し

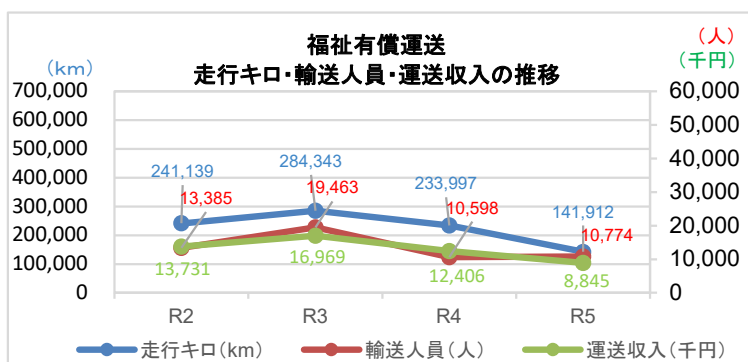
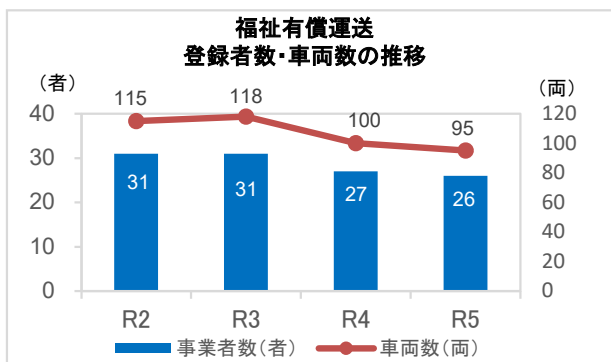
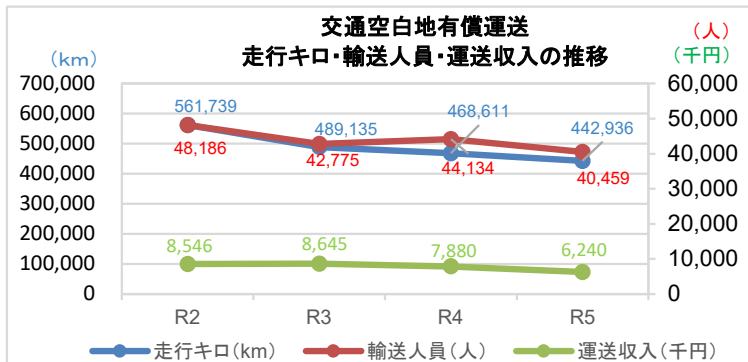
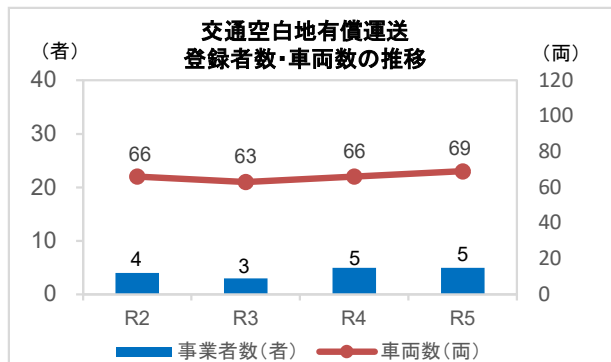
自家用有償旅客運送の導入について会議に諮る際、従来は導入までに6か月程度の期間を要していたが、首長の判断により最短2か月程度の協議で導入することが可能となった。

自家用有償旅客運送登録者の輸送実績の推移(H25年度～R1年度)



※公共交通空白有償運送については登録者なし

自家用有償旅客運送登録者の輸送実績の推移(R2年度～)※法改正後

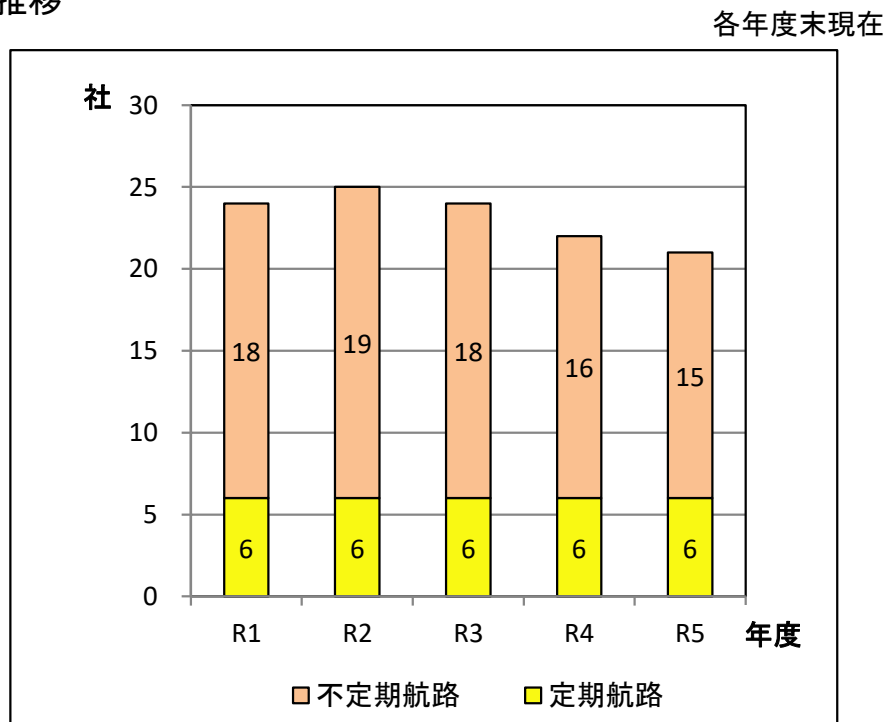


(3) 旅客船輸送

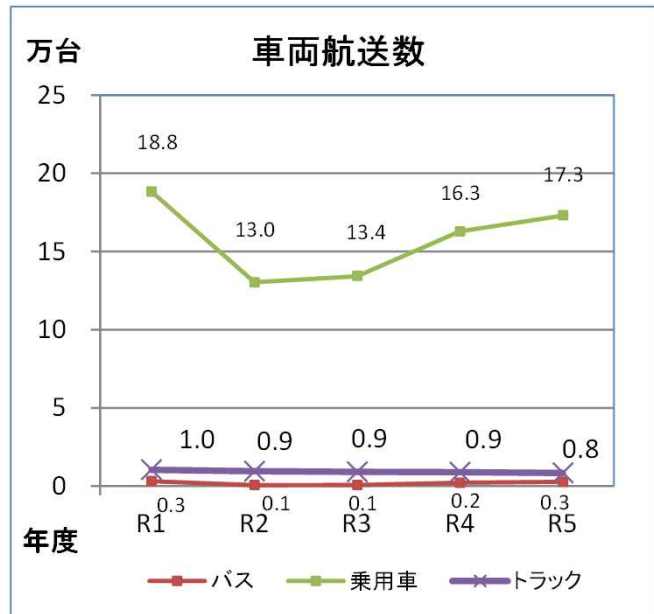
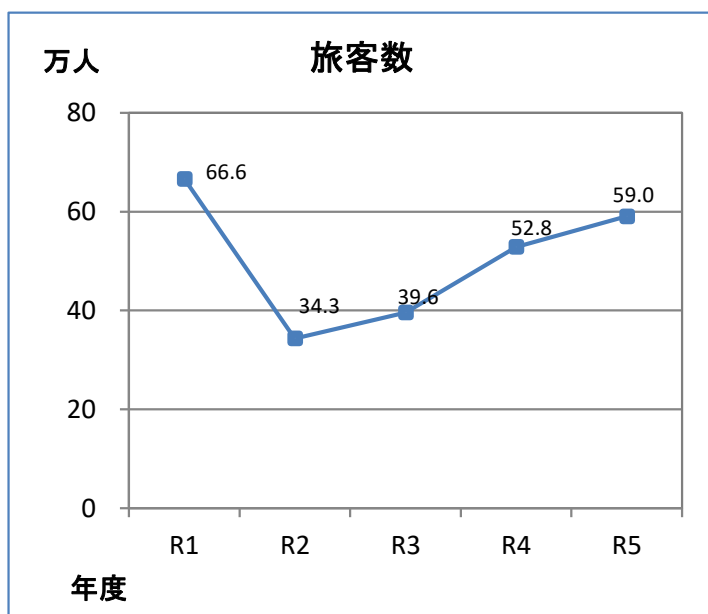
県内の旅客航路事業者は、令和4年度末現在、一般旅客定期航路事業者が6事業者10航路、旅客不定期航路事業者が15事業者18航路、合計21事業者(実事業者17)28航路である。

一般旅客定期航路事業は、短距離航路が多いのが特徴であり、島原半島、鹿児島県北西部、天草の離島を結ぶ重要な航路である。また、旅客不定期航路事業は、主に天草諸島の遊覧やイルカウォッチングの観光航路である。令和5年度は、コロナ禍前の9割程度まで回復してきている。

○旅客船事業数の推移



○旅客定期航路事業の輸送実績の推移



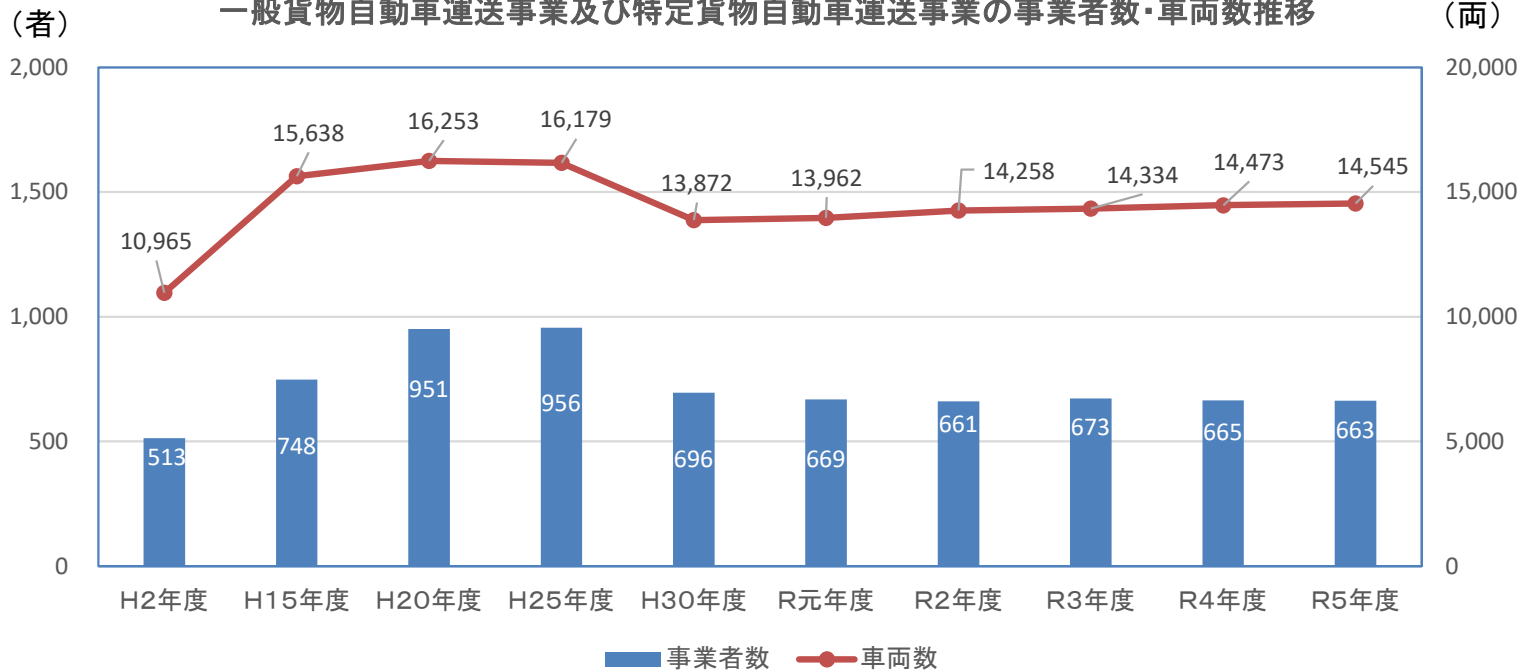
年度	旅客(人)	バス(台)	乗用車(台)	トラック(台)	その他(台)
R1	665,989	3,119	188,331	10,418	3,001
R2	343,295	634	130,361	9,474	2,254
R3	395,956	726	134,333	9,161	2,114
R4	528,479	2110	162,873	8,893	2,885
R5	590,389	2,793	173,075	8,389	2,915

3. 物流関係業務の概況

(1)トラック事業

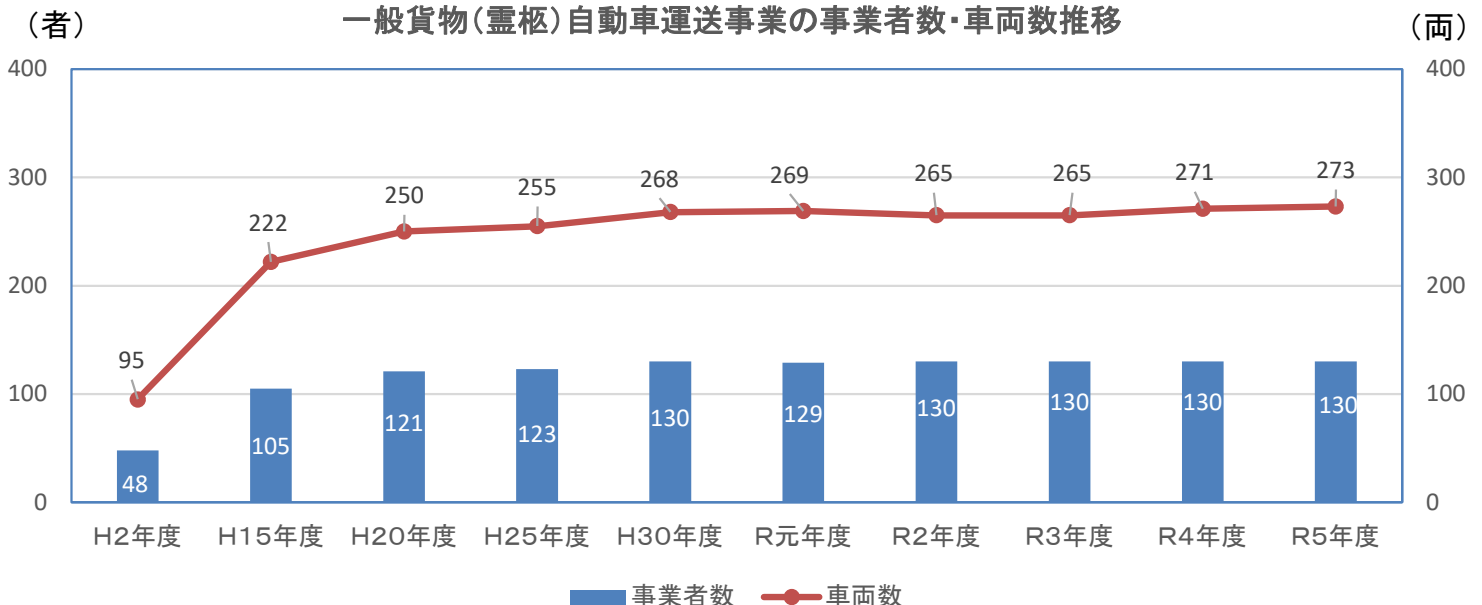
令和5年度末現在の県内のトラック事業者は、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者を合わせて663者、14,545両となっている。令和5年度に新たに許可を取得した一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は15者、事業を廃止した事業者は17者であり、令和4年度と比較して、事業者数はほぼ横ばい、車両数はやや増加となっている。

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業者数・車両数推移



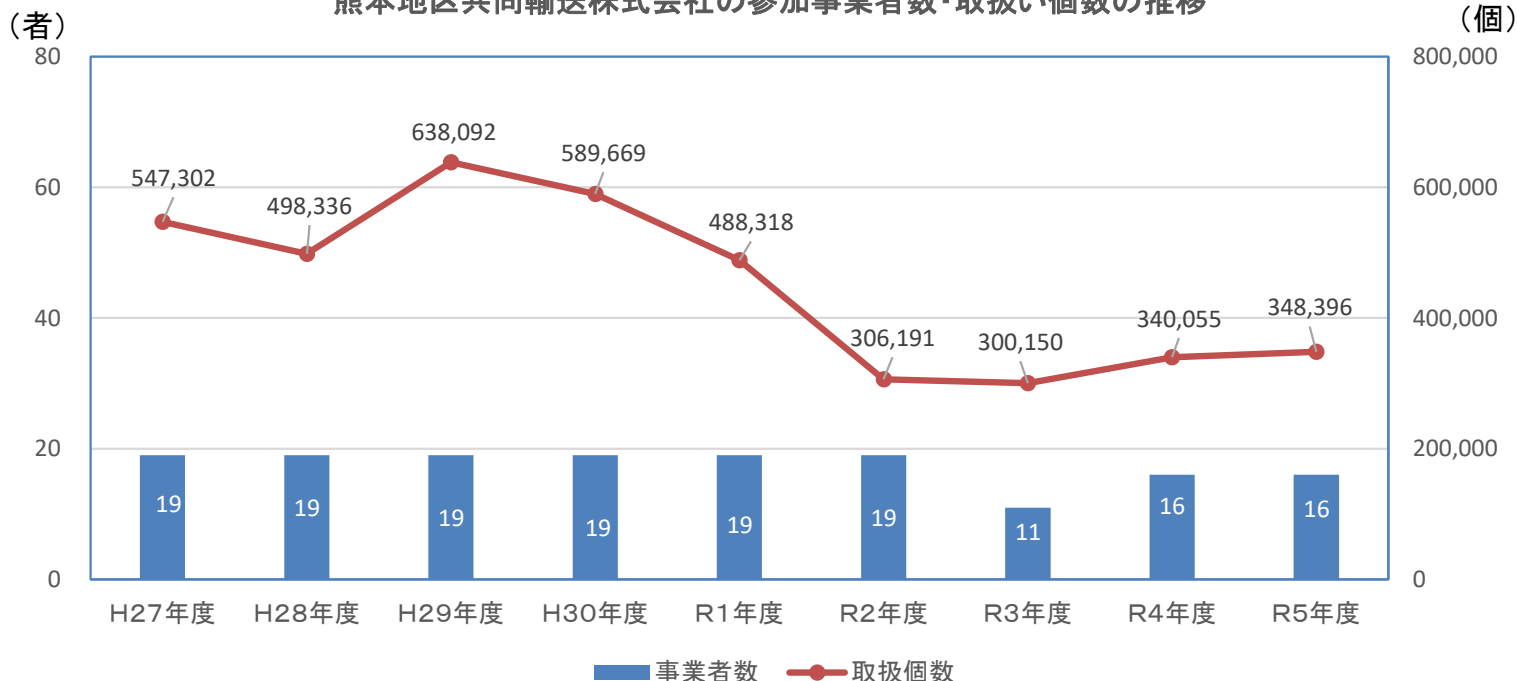
令和5年度末現在の県内のトラック事業者(霊柩)は、130者、273両となっている。令和5年度に新たに許可を取得した事業者は0者、事業を廃止した事業者は0者であり、令和4年度と比較して、事業者数に変更は無く、車両数はやや増加となっている。

一般貨物(霊柩)自動車運送事業の事業者数・車両数推移



熊本地区共同輸送株式会社は、熊本市街地区の物流円滑化のための方策として、トラック 運送事業者20社、地元金融機関2社の共同出資により、平成11年8月に設立された。

熊本地区共同輸送株式会社の参加事業者数・取扱個数の推移



「トラック輸送における取引環境・労働時間改善熊本県地方協議会」の取組



平成27年度に、学識経験者、荷主を含めた関係者で構成される、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置。長崎県でも地方協議会（以下、地方協議会）を設置し、令和4年度までに計15回開催。

対象輸送分野を「加工食品、飲料・酒」「農産物」としており、実証実験等を中心に取り組みを行っている。令和5年度は、キャベツ輸送のパレット化の実証実験、国交省・厚労省・全日本トラック協会がとりまとめた「物流改善ガイドライン」の周知、運送事業者向け標準的な運賃の活用セミナー、ホワイト物流推進運動の周知等に取り組んでいる。

県内主要経済団体(建設等発注者及び貨物の発着荷主)に対する協力要請



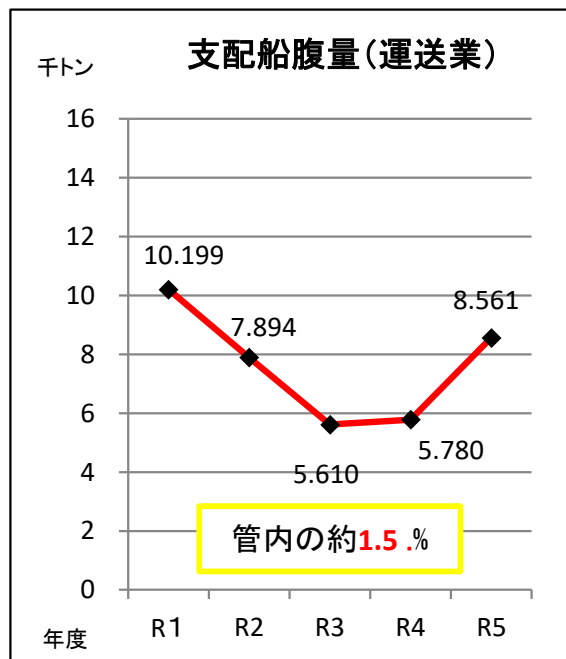
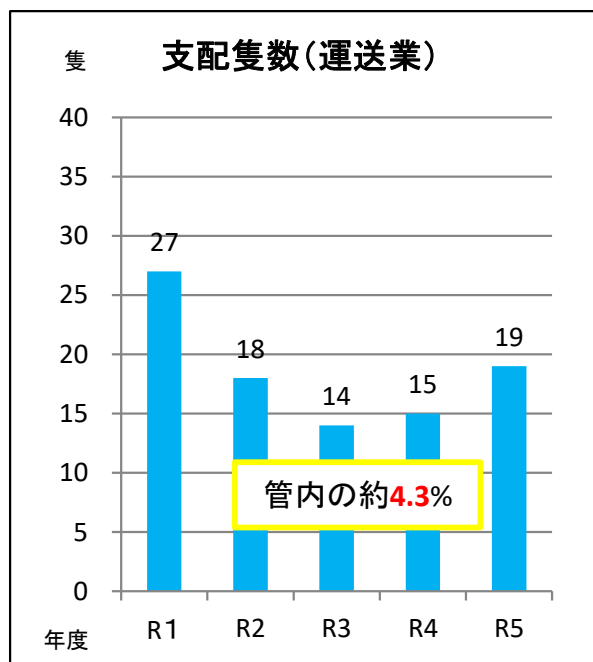
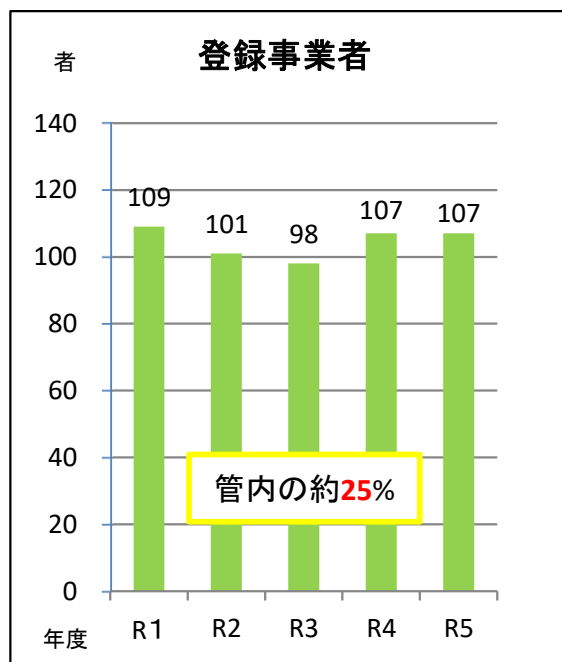
物価、エネルギーコストの上昇が続く中、トラック運送事業をはじめとする物流業界において、運転者等の賃金を引き上げ、成長と分配の好循環を生み出していくためには、取引事業者全体のパートナーシップにより、適切に価格転嫁を進めることが重要となる。

そのため、熊本県、九州経済産業局、九州運輸局、九州農政局、熊本労働局、熊本県トラック協会、他10団体と「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結した。

(2)内航海運事業

県内の内航海運事業者数の推移は下表のとおり。令和6年3月末の登録事業者数は九州管内で最も多い107事業者(運送業12者、船舶貸渡業64者、船舶管理業31者)、割合は約25%を占める。なお、船舶管理業31者は管内で最も多く、割合は約48%を占める。

支配隻数は管内の約4.3%だが、所有隻数で見ると約19%と管内で最も多い。特徴としては、個人事業者を含めた資本金1千万円未満の事業者が約7割を占めており、その多くが上天草市(大矢野町、松島町、龍ヶ岳町)、宇城市(三角町)に集中している。



(注) 休止事業者を除いた事業者数

(3) 港湾運送事業

○港湾運送と荷役実績について

県内の港湾運送事業法の指定港湾は、三角港、八代港、水俣港の3港で、令和5年度末現在、事業者数は11社である。

3港の令和5年度の港湾荷役実績は317.64万トンで対前年比7.09%（24.27万トン）の減少であった。

各港の主要取扱貨物として、三角港は金属くず、八代港はコンテナ・穀物、水俣港は化学肥料・原木である。

八代港においては、外航コンテナ航路の誘致が活発である。



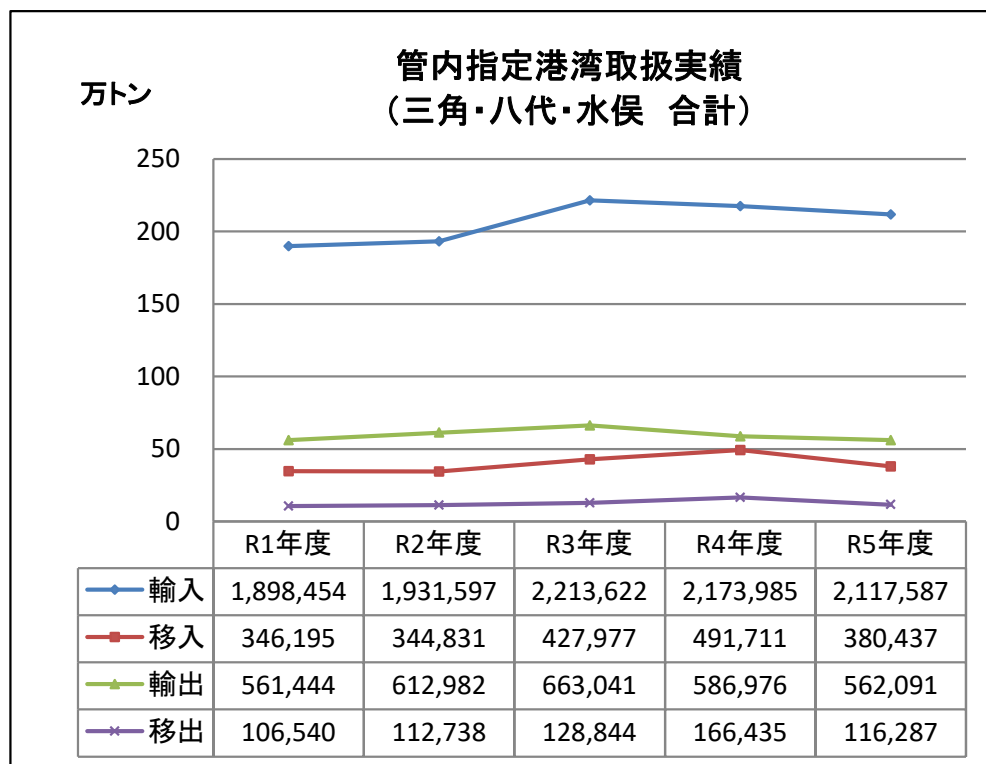
三角港



八代港



水俣港

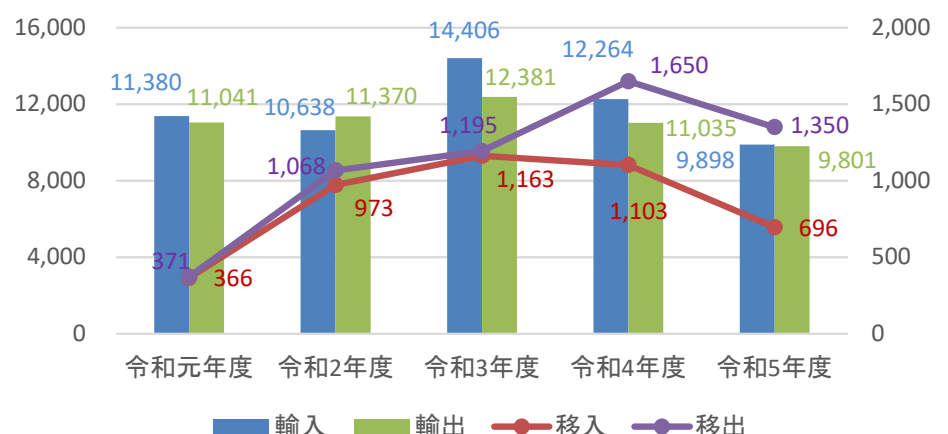


八代港コンテナターミナルと蔵置状況

(輸入・輸出)

八代港コンテナ荷役実績 (TEU)

(移入・移出)



(4) 倉庫業

① 普通倉庫受寄物年間入庫高の推移

単位：トン

年 度	H15	20	25	R1	R2	R3	R4	R5	前年度比(%)
農 水 産 品	556,352	555,076	498,336	524,308	821,963	611,803	606,479	581,676	95.9
金 属	190,923	342,155	224,480	304	187	317	8,272	7,001	84.6
金属製品機械	23,035	18,008	20,630	37,183	40,522	65,797	118,335	135,931	114.9
窯 業 品	0	481	1,316	0	0	0	0	0	-
化 学 工 業 品	48,919	71,733	89,398	104,706	115,316	164,798	148,473	166,410	112.1
紙 パ ル プ	125,853	207,198	225,273	185,352	188,907	176,310	196,729	231,841	117.9
繊維工業品	727	780	5,263	18,755	17,264	22,454	11,838	5,397	45.6
食料工業品	213,099	241,237	162,584	216,999	161,359	187,025	200,803	154,031	76.7
雑 工 業 品	21,874	13,908	34,285	79,336	71,464	92,985	98,445	109,177	110.9
雑 品	237,728	171,369	150,425	209,879	221,066	235,253	235,442	239,745	101.8
合 計	1,418,510	1,621,945	1,411,990	1,293,968	1,376,822	1,556,742	1,624,816	1,631,209	100.4

② 普通倉庫受寄物平均月末保管残高の推移

年 度	H15	20	25	R1	R2	R3	R4	R5	前年度比(%)
農 水 産 品	121,917	106,469	110,634	92,921	96,904	102,909	106,682	99,474	93.2
金 属	15,184	32,980	19,806	86	97	84	1,931	3,200	165.7
金属製品機械	4,838	3,393	3,649	3,661	4,215	5,685	10,086	13,382	132.7
窯 業 品	0	188	225	0	0	0	0	0	-
化 学 工 業 品	5,520	9,468	14,598	13,662	15,388	16,631	20,566	23,408	113.8
紙 パ ル プ	9,291	15,536	17,465	13,614	13,997	10,564	14,526	20,583	141.7
繊維工業品	109	93	776	1,124	1,492	1,568	1,613	868	53.8
食料工業品	14,982	12,632	9,168	11,349	9,788	10,544	11,792	11,122	94.3
雑 工 業 品	4,532	4,450	4,578	7,722	7,468	7,266	8,235	9,787	118.9
雑 品	24,431	23,145	15,953	21,124	18,507	18,080	17,894	21,221	118.6
合 計	200,804	208,354	196,852	165,263	165,263	173,331	193,326	203,045	105.0

③ 冷蔵倉庫受寄物年間入庫高の推移

年 度	H15	20	25	R1	R2	R3	R4	R5	前年度比(%)
生 鮮 水 産 物	2,882	2,761	1,900	1,713	1,343	1,113	1,194	1,495	125.2
冷 凍 水 産 物	19,333	22,441	14,129	13,626	10,024	7,829	8,410	9,795	116.5
塩 干 水 産 物	10,240	13,798	9,360	8,052	5,475	3,329	4,468	4,088	91.5
水 産 加 工 品	3,806	3,562	1,642	1,337	1,431	1,467	1,160	1,079	93.0
畜 産 物	21,161	13,237	11,273	10,019	8,546	7,756	7,556	9,285	122.9
畜産加工品	3,083	5,693	5,003	16,257	15,395	17,484	10,733	11,808	110.0
農 産 物	8,706	6,294	9,404	10,433	9,586	10,390	8,809	8,041	91.3
農産加工品	13,362	12,500	16,165	9,924	6,388	6,839	6,867	7,933	115.5
冷 凍 食 品	21,524	16,420	12,347	9,279	8,707	10,315	13,463	14,064	104.5
そ の 他	1,859	5,529	12,018	16,155	17,018	14,877	10,927	9,980	91.3
合 計	105,956	102,235	93,241	96,795	96,795	81,399	73,587	77,568	105.4

④ 冷蔵倉庫受寄物平均月末保管残高の推移

年 度	H15	20	25	R1	R2	R3	R4	R5	前年度比(%)
生 鮮 水 産 物	20	15	37	9	9	9	9	7	77.8
冷 凍 水 産 物	3,341	4,722	3,222	3,693	2,904	1,891	1,949	1,730	88.8
塩 干 水 産 物	1,300	3,883	2,615	2,783	2,903	2,372	2,299	1,975	85.9
水 産 加 工 品	344	349	122	196	206	375	380	203	53.5
畜 産 物	2,614	1,127	1,133	1,167	755	1,179	1,180	856	72.6
畜産加工品	638	860	1,056	2,437	2,321	2,505	1,924	1,300	67.6
農 産 物	2,715	2,288	1,877	2,770	2,409	2,098	1,490	1,028	69.0
農産加工品	3,894	5,796	6,841	4,061	4,396	3,831	3,780	2,778	73.5
冷 凍 食 品	1,490	1,452	927	766	790	738	1,120	805	71.9
そ の 他	659	421	383	440	535	429	181	111	61.5
合 計	17,015	20,913	18,213	18,322	18,322	15,427	14,310	10,793	75.4

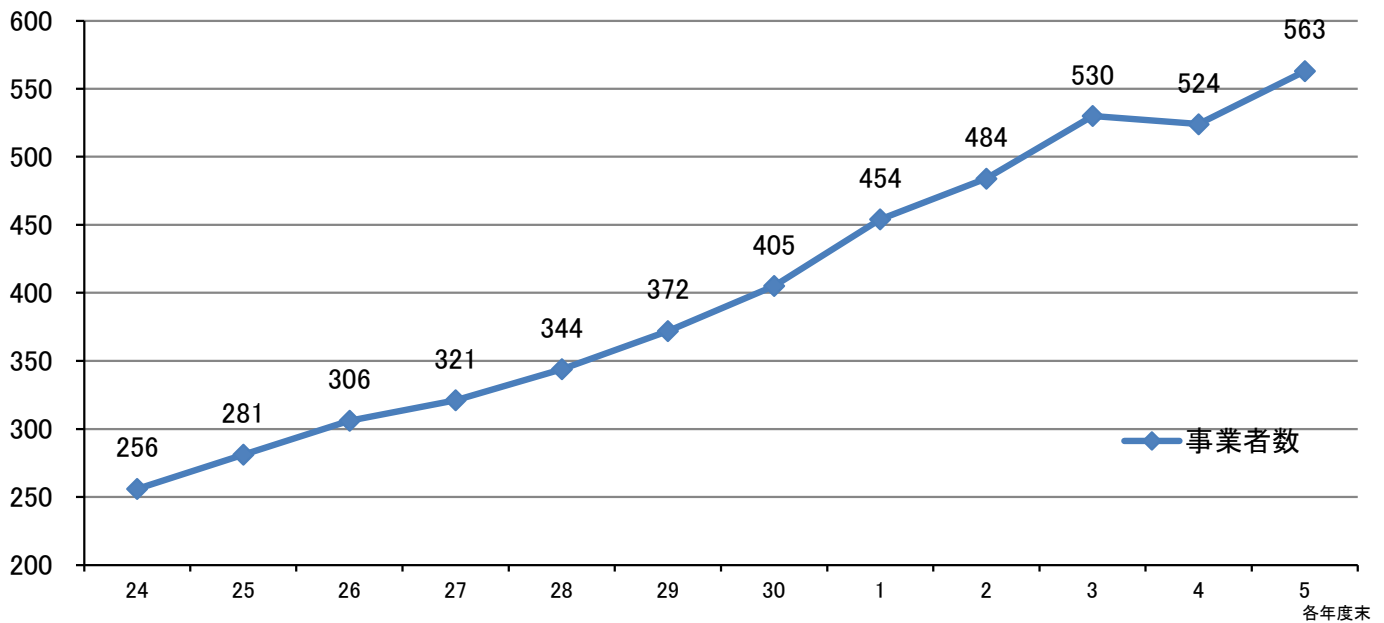
4. その他輸送関係事業の概況

レンタカー事業

レンタカー事業は、従来のレジャー主体の利用から各種の業務用等への利用が増大し、鉄道・バスなどの公共交通機関とマイカーに代表される私的交通機関の中間を担う、第三の交通機関として見直されている。

そのような状況のなか、新型コロナウイルス感染症の影響により観光関係をはじめとしたレンタカー需要が低下するなどレンタカー事業者の経営状況は厳しい状態にある。

今後は、産業活動や国民生活の変化に伴う利用者ニーズに対応するため、サポートセンターの拡充、宅配サービスなどのニューサービスの導入、高齢化社会や環境問題に対応した福祉車両や低公害車の導入等を促進し、便利で安全性の高い事業の展開が求められている。また、コロナ禍における事業運営やアフターコロナに向けた取組が必要とされている。



5. 自動車登録の概況

【登録の目的】

自動車の登録制度は、「所有権の公証により、第三者に対する対抗要件を付与することを目的とした「民事登録」と、各種行政上の目的（保有実態把握・犯罪防止・徴税・リサイクル関係・Nox・PM対策など）をもつ「行政登録」からなる。

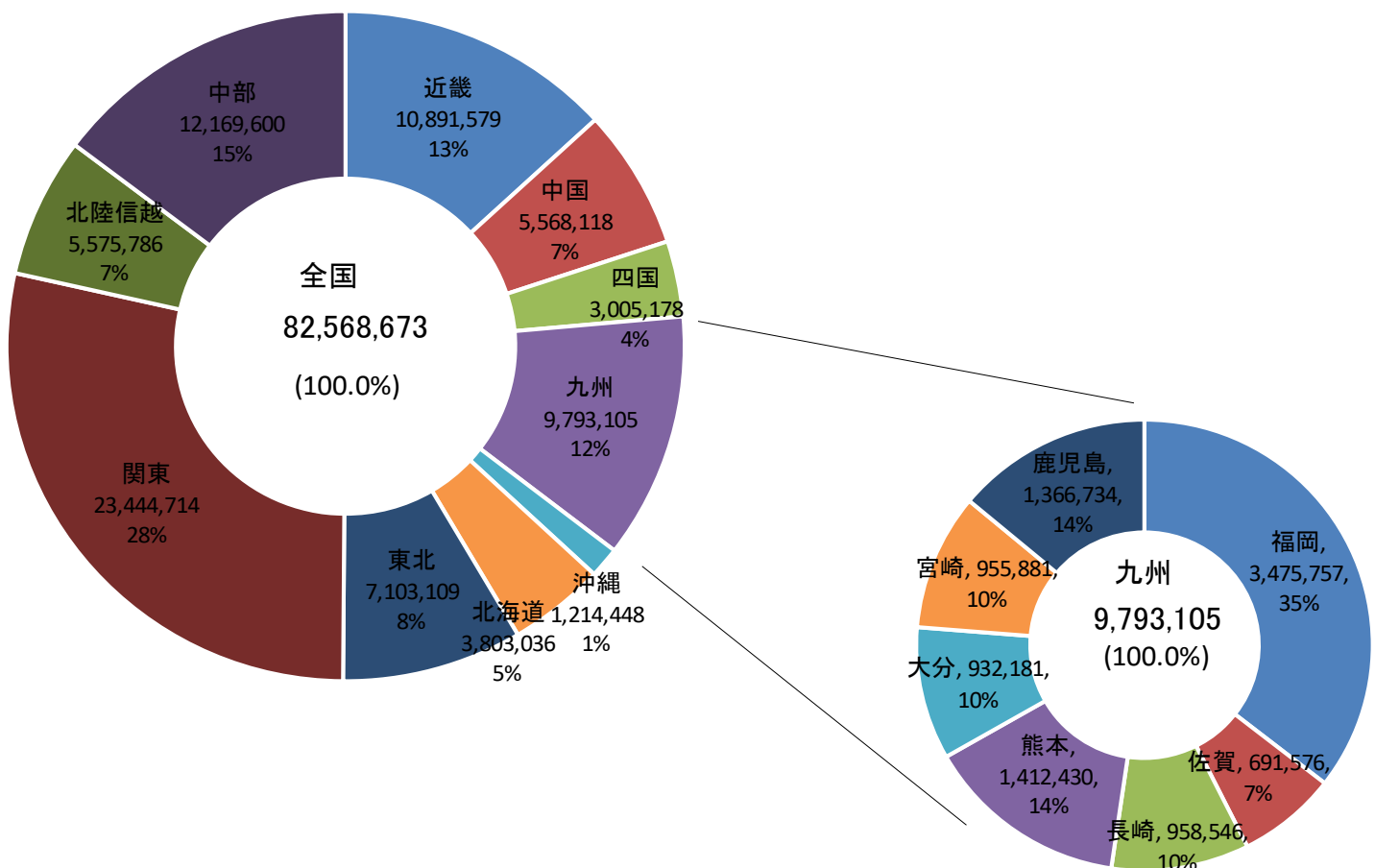
【保有車両数の動向】

当県における保有車両数は、昭和30年には1.9万台（0.7万台）であったが、昭和35年頃から急激に増加し昭和60年には約40倍の76.4万台（22.6万台）、平成19年には約68倍の130万台を超え、最近数年間は横ばいで推移しており、令和5年3月末現在では140.7万台（66.5万台）となっている。

全国ベースでの令和6年3月末現在の保有車両数は8,267万台であり、下図に示すとおり、当県は全国の1.7%を占め、また、九州管内においては、九州7県のうち福岡県に次ぐ保有車両数となっている。なお、現在、軽自動車の割合が増加しており、二輪を除く保有自動車数のうち、48.8%は軽自動車が占めている。

（注）（ ）内は内数で軽自動車保有車両数

全国及び九州の保有車両数(令和6年3月末現在)

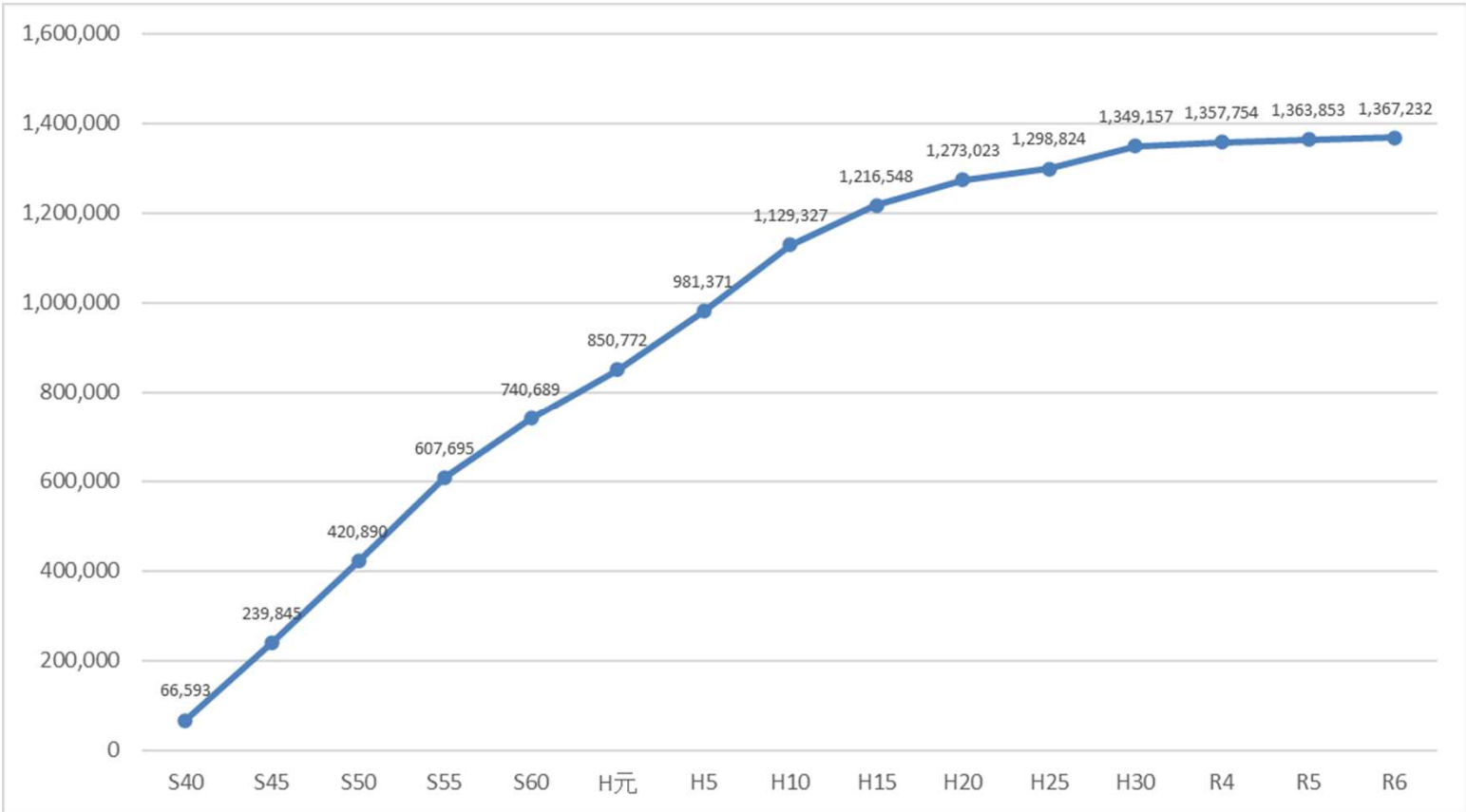


※（ ）内は全国比率

熊本県における車種別保有自動車数の推移(各年3月末)

年	種別	貨 物		乗 合		乗 用		特 種(殊)		小 二		軽 四(含三)		軽 二		合 計	
		車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数
S40		29,786	100.0	1,351	100.0	11,094	100.0	1,153	100.0	705	100.0	23,209	100.0	23,031	100.0	90,329	100.0
S45		78,409	263.2	2,380	176.2	52,915	477.0	2,877	249.5	1,588	225.2	103,264	444.9	9,136	39.7	250,569	277.4
S50		111,471	374.2	2,994	221.6	160,523	1446.9	7,063	612.6	3,909	554.5	138,839	598.2	8,198	35.6	432,997	479.4
S55		140,428	471.5	3,221	238.4	318,482	2870.8	11,393	988.1	4,794	680.0	134,171	578.1	7,773	33.8	620,262	686.7
S60		134,492	451.5	3,276	242.5	376,420	3393.0	14,246	1235.6	9,740	1381.6	212,255	914.5	14,198	61.6	764,627	846.5
H元		133,665	448.8	3,588	265.6	409,143	3688.0	16,887	1464.6	11,640	1651.1	287,489	1238.7	19,803	86.0	882,215	976.7
H5		136,509	458.3	3,794	280.8	485,830	4379.2	20,118	1744.8	11,590	1644.0	335,120	1443.9	21,847	94.9	1,014,808	1123.5
H10		136,757	459.1	3,922	290.3	587,513	5295.8	21,209	1839.5	14,692	2084.0	379,926	1637.0	18,774	81.5	1,162,793	1287.3
H15		123,327	414.0	3,924	290.5	610,705	5504.8	25,019	2169.9	16,283	2309.6	453,573	1954.3	17,772	77.2	1,250,603	1384.5
H20		115,464	387.6	3,909	289.3	587,077	5291.8	24,326	2109.8	18,343	2601.8	542,247	2336.4	18,520	80.4	1,309,886	1450.1
H25		100,095	336.0	3,847	284.8	563,764	5081.7	23,381	2027.8	20,931	2968.9	607,737	2618.5	17,090	74.2	1,336,845	1480.0
H30		100,804	338.4	3,842	284.4	564,857	5091.6	24,712	2143.3	23,090	3275.2	654,942	2821.9	15,550	67.52	1,387,797	1536.4
R4		101,288	340.1	3,434	254.2	566,359	5105.1	25,402	2203.1	26,335	3735.5	661,271	2849.2			1,384,089	1532.3
R5		101,858	342.0	3,384	250.5	566,721	5108.4	26,092	2263.0	27,664	3924.0	665,798	2868.7			1,391,517	1540.5
R6		101,824	341.9	3,354	248.3	568,005	5119.9	26,203	2272.6	28,537	4047.8	667,846	2877.5			1,395,769	1545.2

注)軽二輪は集計方法が異なるため、都道府県別・車種別自動車保有台数にある数値と異なる。令和2年3月末以降の軽二輪の車両数は精査中。



注)保有自動車数は二輪を除く車両数

市郡別・車種別保有車両数

令和6年3月末現在

区 分 市郡別	貨 物			乗合	乗 用		特種用途	大型特殊	小型二輪	軽自動車	合計
	普通	小型	被けん引		普通	小型					
熊 本 市	11,665	23,675	459	1,022	133,224	114,060	7,577	1,069	11,764	218,163	522,678
八 代 市	3,181	4,423	331	208	18,812	17,944	2,016	391	1,676	49,551	98,533
人 吉 市	772	904	44	92	4,742	4,605	435	121	382	13,778	25,875
荒 尾 市	719	1,256	74	56	7,664	7,346	413	80	942	20,151	38,701
水 俣 市	348	503	24	65	3,124	3,384	236	107	300	9,416	17,507
玉 名 市	1,399	2,493	51	158	11,047	9,979	757	91	1,183	28,929	56,087
山 鹿 市	1,269	2,047	119	162	8,032	7,839	663	158	949	25,493	46,731
菊 池 市	1,625	2,263	227	113	8,256	7,439	815	148	984	23,278	45,148
宇 土 市	1,119	1,119	108	26	6,450	5,464	502	57	502	16,222	31,569
上天草市	381	559	11	60	3,891	3,973	314	115	311	10,129	19,744
宇 城 市	1,589	2,488	99	116	9,482	8,953	1,042	210	898	26,067	50,944
阿 蘇 市	812	1,156	23	91	4,588	4,447	412	110	509	12,743	24,891
合 志 市	955	1,860	48	134	11,346	9,396	479	143	1,238	22,191	47,790
天 草 市	1,432	2,013	38	270	10,407	10,985	1,055	407	878	34,034	61,519
市 合 計	27,266	46,759	1,656	2,573	241,065	215,814	16,716	3,207	22,516	510,145	1,087,717
玉 名 郡	1,048	1,437	114	48	6,161	6,148	426	95	797	19,376	35,650
菊 池 郡	2,389	2,769	131	153	15,442	12,358	1,152	136	1,614	29,992	66,136
阿 蘇 郡	1,415	1,742	47	126	6,614	6,540	613	189	616	18,814	36,716
上益城郡	3,401	4,489	205	233	14,959	14,023	1,668	246	1,436	39,629	80,289
下益城郡	246	393	5	18	1,440	1,377	119	57	172	4,902	8,729
八 代 郡	161	471	0	14	1,632	1,454	92	38	190	5,191	9,243
葦 北 郡	391	782	178	56	2,912	3,158	233	100	266	9,856	17,932
球 磨 郡	1,459	2,221	90	118	7,388	7,594	643	309	854	26,789	47,465
天 草 郡	139	252	1	16	909	1,017	85	72	76	3,061	5,628
郡 合 計	10,649	14,556	771	782	57,457	53,669	5,031	1,242	6,021	157,610	307,788
不 明	1	0	0	0	0	0	2	6	0	91	100
県 合 計	37,916	61,315	2,427	3,355	298,522	269,483	21,749	4,455	28,537	667,846	1,395,605

注) 軽自動車には軽二輪を含まない。

市町村合併があった市町村については、合併後の市町村に含めた。

軽自動車については、一般社団法人全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」(令和6年3月末現在)より引用した。

OSS利用状況

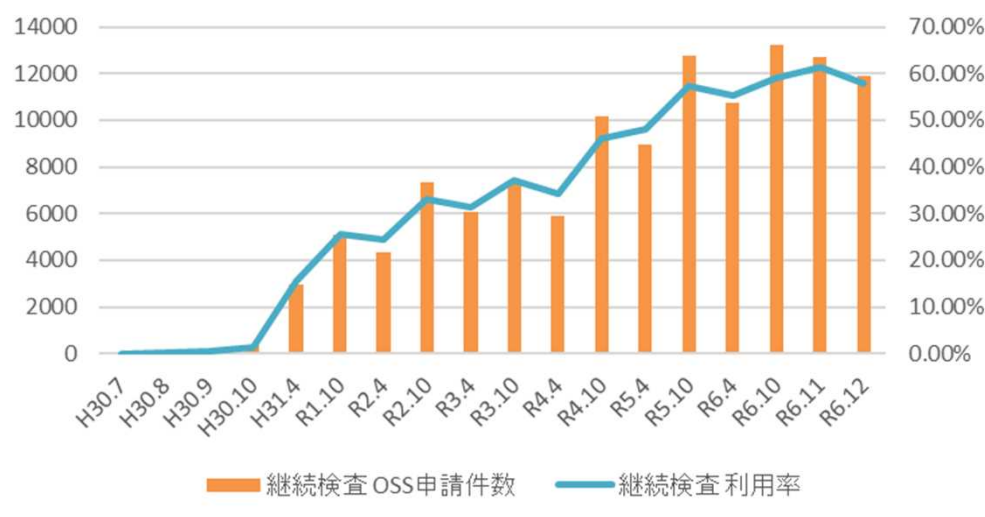
熊本運輸支局

	新車新規			継続検査		
	OSS申請件数	総申請件数	利用率	OSS申請件数	総申請件数	利用率
H30.7	7	3,488	0.20%	2	20978	0.01%
H30.8	55	2,640	2.08%	15	18469	0.08%
H30.9	16	3,698	0.43%	85	20548	0.41%
H30.10	24	3,119	0.77%	340	22783	1.49%
H31.4	16	2,683	0.60%	2959	18984	15.59%
R1.10	294	2,123	13.85%	5,108	19,852	25.73%
R2.4	278	1,929	14.41%	4,327	17,603	24.58%
R2.10	761	3,142	24.22%	7,330	22,211	33.00%
R3.4	558	2,436	22.91%	6,081	19,369	31.40%
R3.10	456	2,009	22.70%	7,286	19,649	37.08%
R4.4	566	2,131	26.56%	5,907	17,215	34.31%
R4.10	978	2,579	37.92%	10,143	22,047	46.01%
R5.4	785	2,728	28.78%	8,961	18,628	48.11%
R5.10	1,243	2,963	41.95%	12,740	22,255	57.25%
R6.4	1,101	2,413	45.63%	10,720	19,394	55.27%
R6.10	1,349	3,142	42.93%	13,199	22,311	59.16%
R6.11	1,296	3,002	43.17%	12,692	20,673	61.39%
R6.12	1,130	2,347	48.15%	11,889	20,569	57.80%

新車新規OSS利用状況



継続検査OSS利用状況



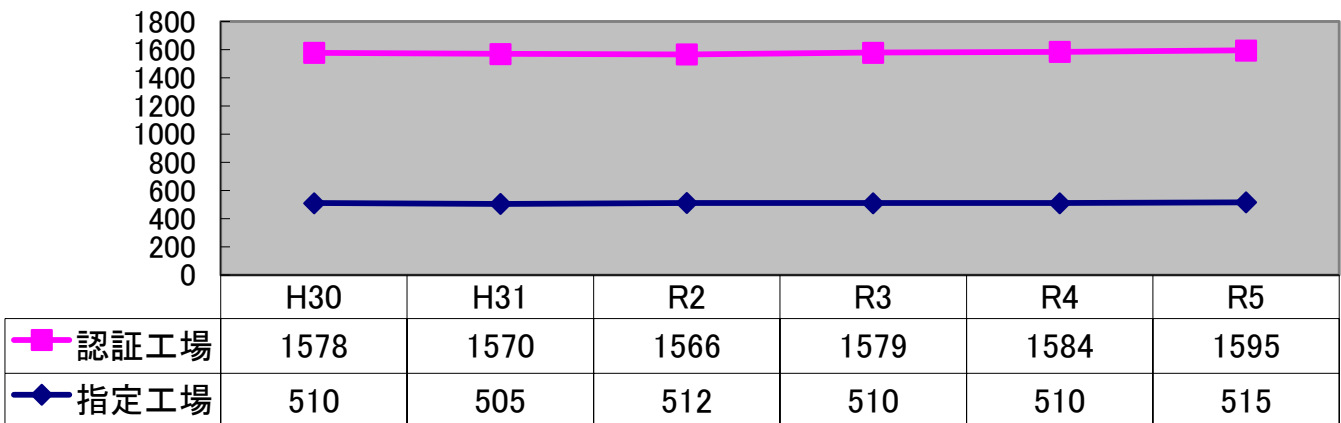
6. 自動車整備事業の概況

熊本県内の令和6年3月末現在の自動車特定整備事業場(認証工場)1584工場で、年々廃止事業者が、後継者・人材不足、経営不振で増加している。指定工場は510工場で、平成23年以降大きな増減は見られない。

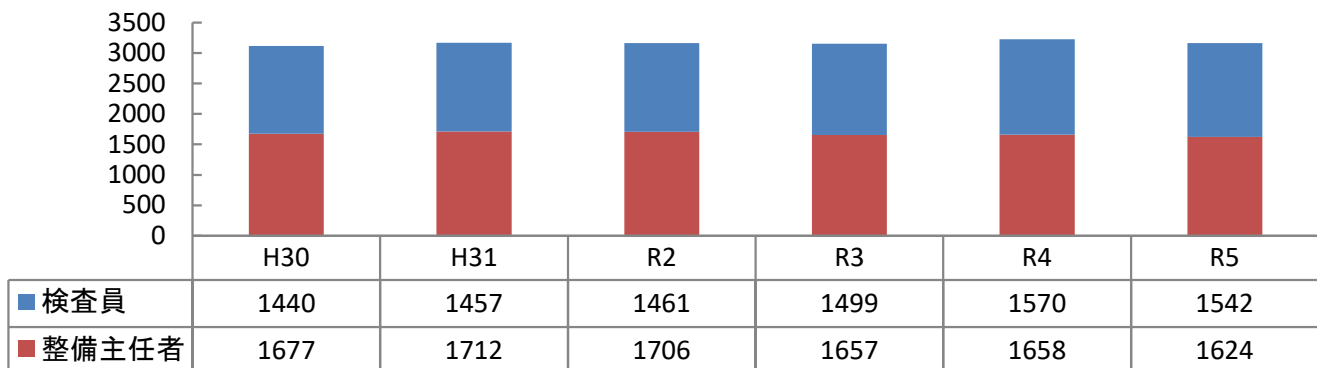
1級小型自動車整備士試験が平成14年度から実施され、令和6年3月末現在97名が資格取得している。

近年、自動車は情報技術の高度化により最新技術や新機構が採用され、自動車整備士に対する技術力の維持・向上を図るための再教育が必要になり、自動車整備振興会等における整備主任者技術研修及び当支局での整備主任者・自動車検査員研修を毎年実施している。

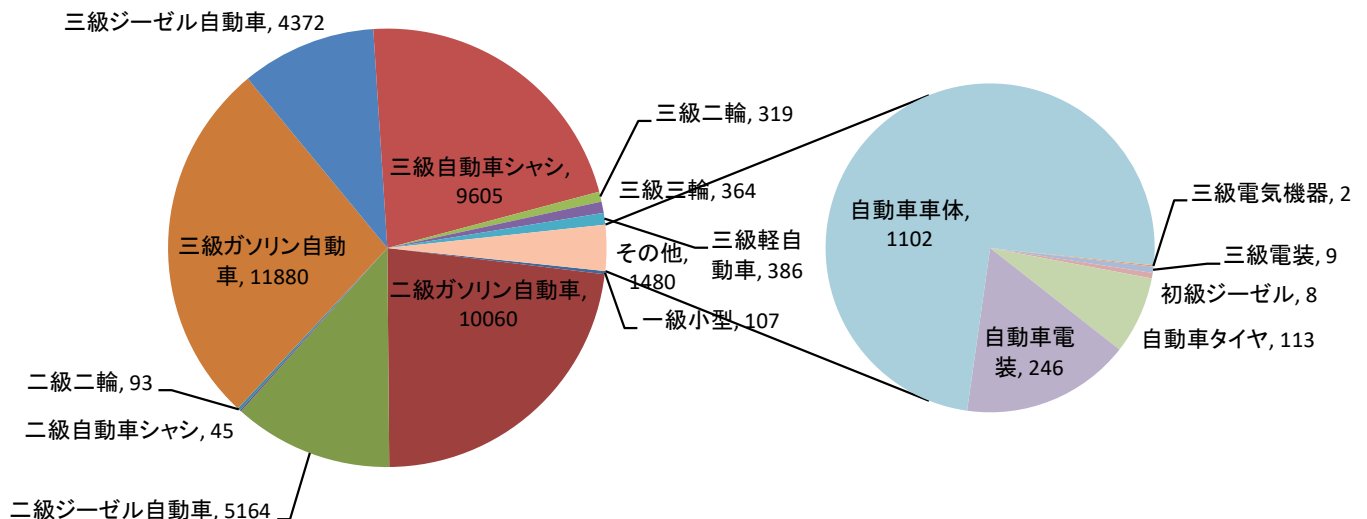
(1) 自動車整備事業場の推移



(2) 整備主任者・自動車検査員研修受講状況の推移



(3) 自動車整備士合格者総数



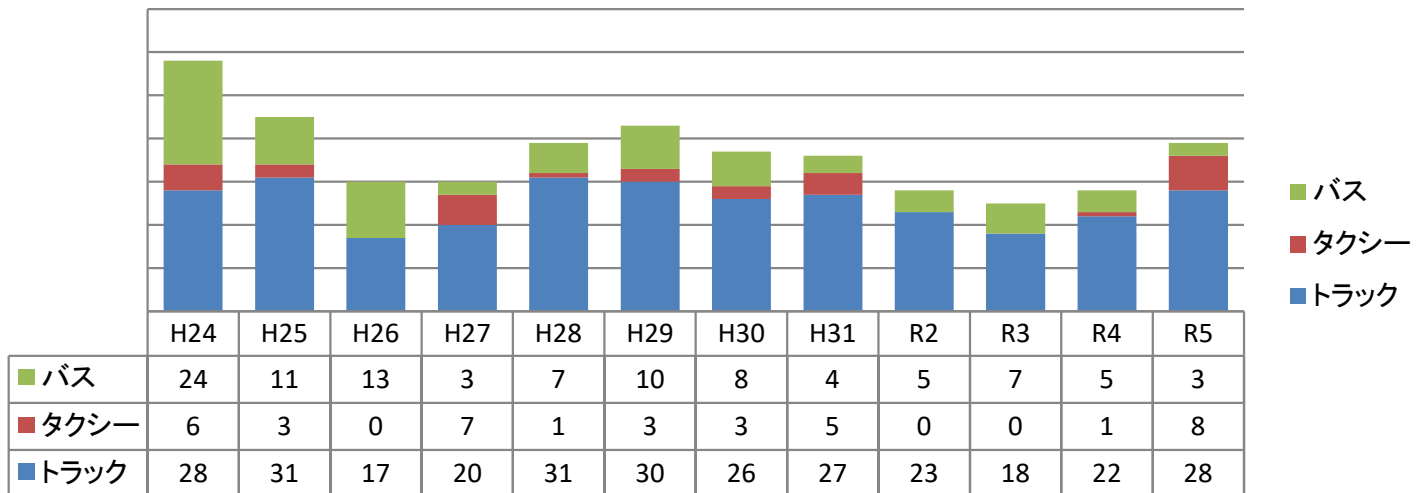
7. 保安関係業務の概況

熊本県における令和5年度の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数39件、死者数7人、負傷者数11人であり、死者数は前年と同数、負傷者数は3名増加している。

引き続き、自動車運送事業者に対する事故防止対策として運行管理者・整備管理者の研修等を通じて適正な運行管理及び車両管理の徹底について指導を行うとともに、事故に関する情報の提供等を通じ、安全対策の徹底に努めている。

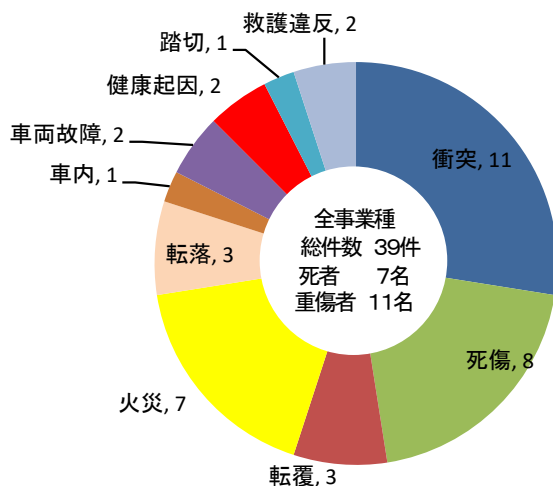
騒音問題をはじめとして、ディーゼル車の排出ガス対策、不正軽油の使用防止、エコドライブの普及促進、使用済み自動車の適正な処理等が緊急の課題となっている。これらの問題に自動車は深く関わっており、街頭検査、不正改造車排除運動、点検整備推進運動、無車検取締り、ディーゼルクリーンキャンペーン及び各種研修会を通じ公害防止に関する広報活動に取り組んでいる。

(1) 熊本県における事業用自動車重大事故発生状況の推移

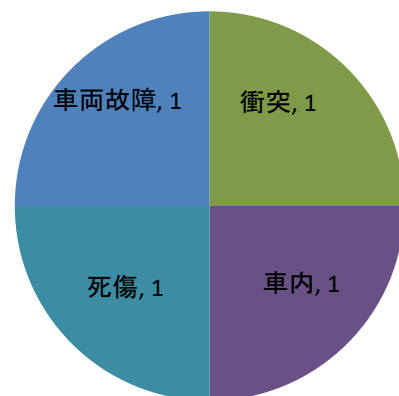


(2) 事業用自動車の事故種別発生状況

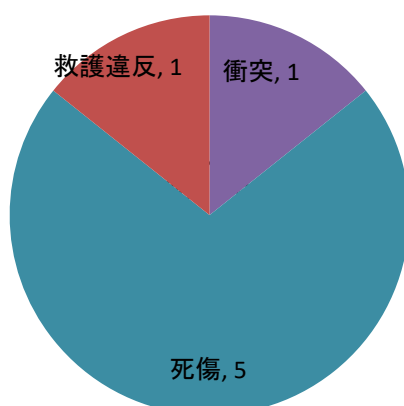
全事業種の事故種別発生状況(令和5年度)



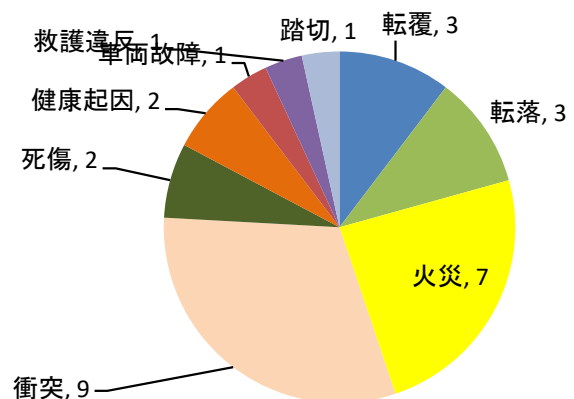
バスの事故種別発生状況(令和5年度)



タクシーの事故種別発生状況(令和5年度)



トラックの事故種別発生状況(令和5年度)

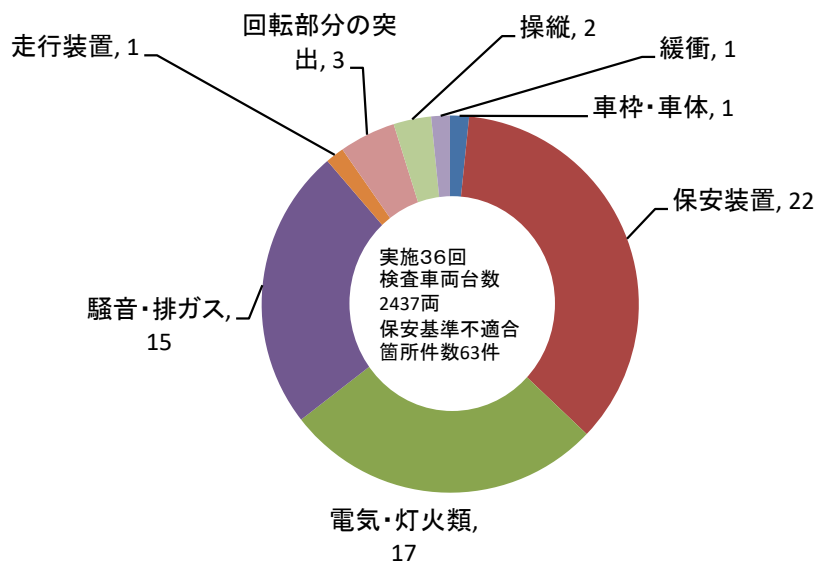


(3) 街頭検査の実施状況

平成15年4月からは、整備命令制度に関する制度を強化し、県警と連携のもと深夜の不正改造車の街頭検査を実施している。

なお、平成17年からは、不正燃料使用による環境破壊防止のため不正軽油取締り及び平成30年からは、可搬式カメラを用いた無車検の街頭検査も実施している。

1. 装置別保安基準不適合箇所件数



2. 街頭検査風景



3. 街頭検査実施状況

令和5年度

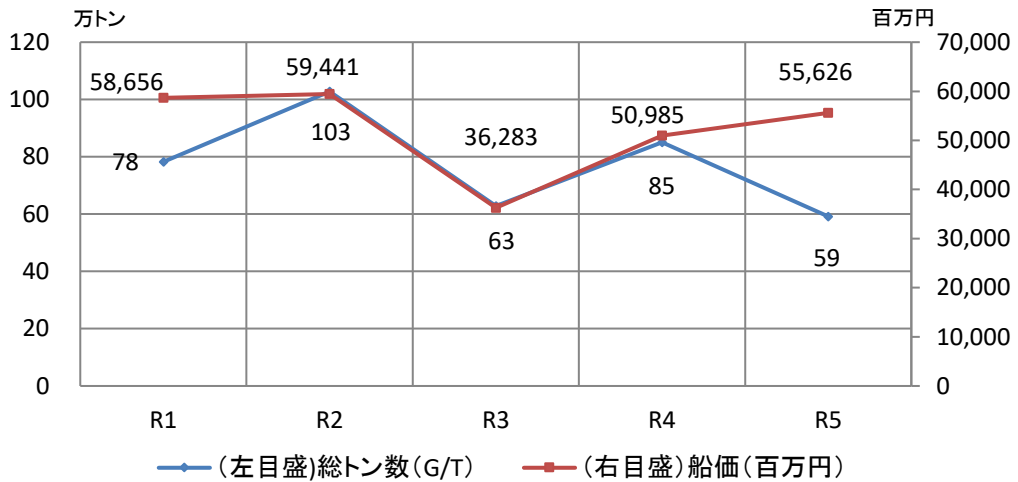
実施回数	出勤延人数	検査車両数	整備不良車両数	不正改造車両数	整備命令発令件数		装置別保安基準不適合箇所数														
							同一性・構造	操縦	緩衝	走行	保安装置	着色フィルム	電気・灯火類	灯火の色	車枠・車体	回転部分の突出	騒音・排ガス	マフラーの取り外し	機器検査・その他	CO・HCガス	合計
36	56	2437	20	12	法第54条	1		2		1			1				3				10
					法第54条の2	12					19		10	6	1	3	12				

7. 造船事業の概況

県内の造船事業者は、日本屈指の大手造船所がある他、内航船や小型漁船を対象とする、修繕事業者が主体である。なお、登録・届出造船所は、その多くが県南地区に立地している。

船舶建造実績

熊本運輸支局管内造船所の鋼船竣工量及び竣工船価

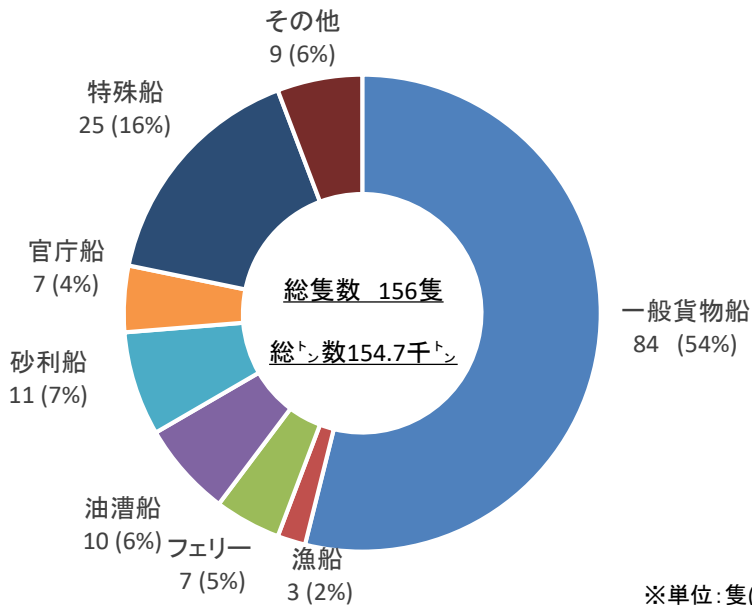


9. 船舶登録の概況

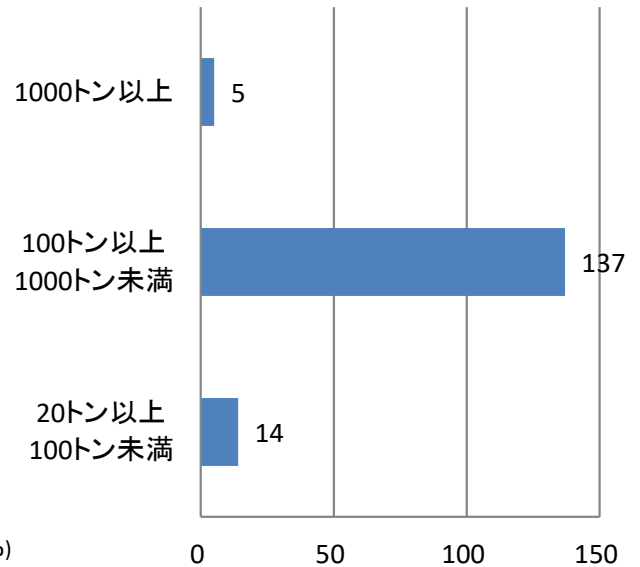
県内の在籍船舶数は、令和6年12月31日現在、156隻、154,731トンである。

用途別にみると、一般貨物船が最も多く全体の約54%を占めているが、これは、一杯船主と呼ばれる零細事業が多いためである。また、昨年と比較すると在籍船舶は増加している。

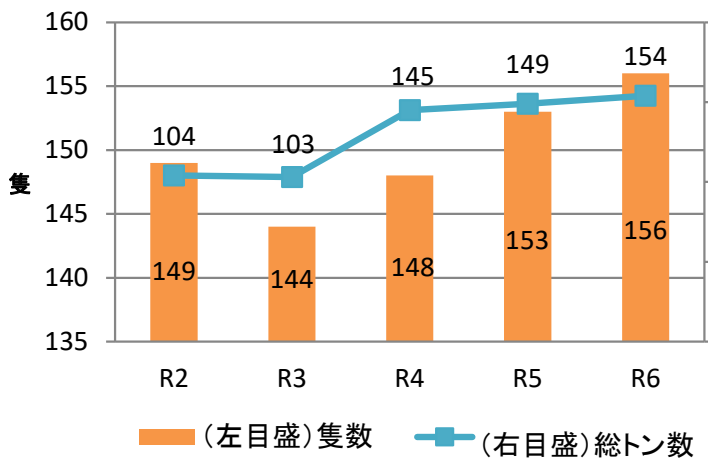
用途別在籍船舶数(令和6年12月末)



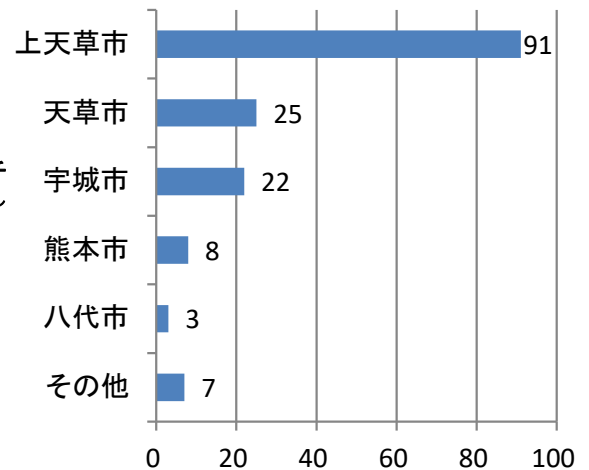
階層別船舶数(令和6年12月末)



在籍船舶の推移(各年12月末現在)



市町別登録隻数(令和6年12月末)



10. 船舶検査の概況

船舶の海難事故が発生した場合には、人命及び船舶の損失、海洋汚染など多大な影響を社会に及ぼすことになる。船舶検査官は、海難事故の要因が船舶の構造や設備等にならないよう船舶及び機関等の設計・製造段階から廃船に至るまでの間、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づき、船舶が航行するために必要な構造、設備等に関する技術基準に適合していることを造船所等において検査、確認を行っている。

検査の種類としては、製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、予備検査等があり基準に適合したものについては条約証書や船舶検査証書等を交付している。

その他、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に基づき、公共交通機関である新造旅客船の技術基準適合審査や既存船への立入り検査も実施している。

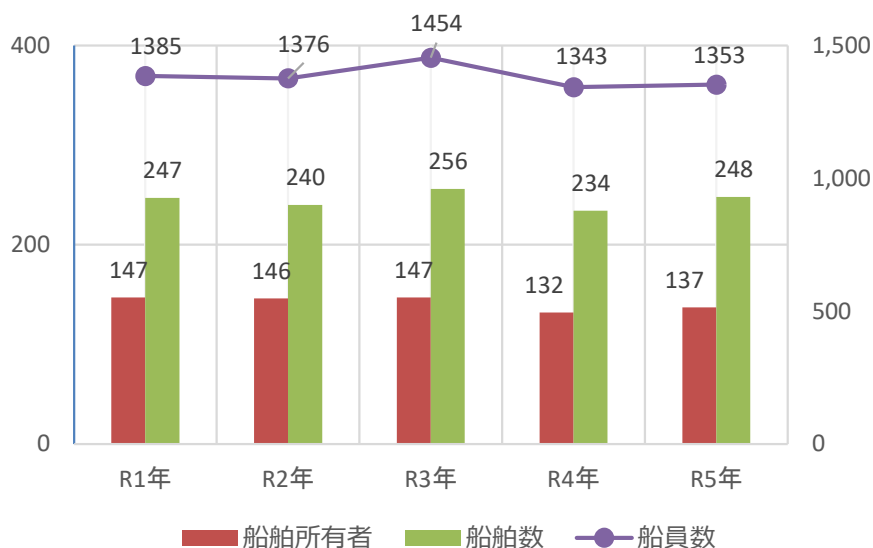
11. 船員関係業務の概況

(1) 船員法関係

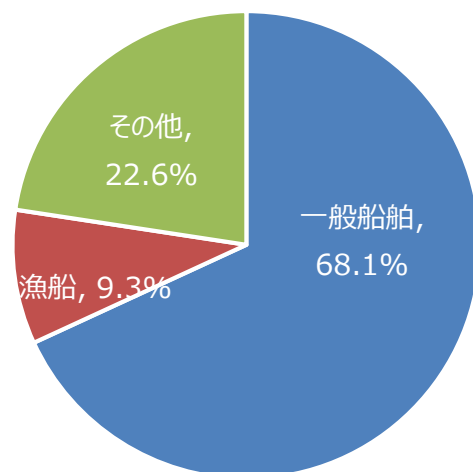
令和5年10月1日現在の船員法適用の船舶所有者数は137事業者、船舶数は248隻、船員数(予備船員、非雇用船員を含む)は1,353人であり、船舶数248隻の内訳は、一般船舶が169隻、漁船が23隻、その他(官庁船、引船、作業船等)が56隻となっている。

① 船舶所有者数・船舶数・船員数の推移(10月1日現在)

船舶所有者数・船舶数・船員数の推移



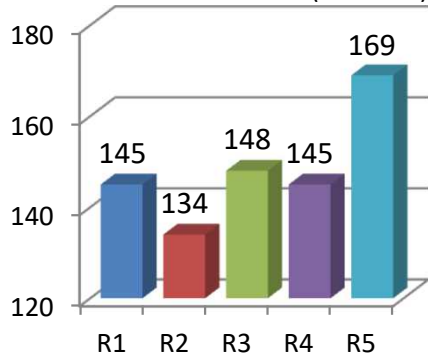
船舶数内訳 (令和5年度)



② 主な事務処理件数の推移(年度)

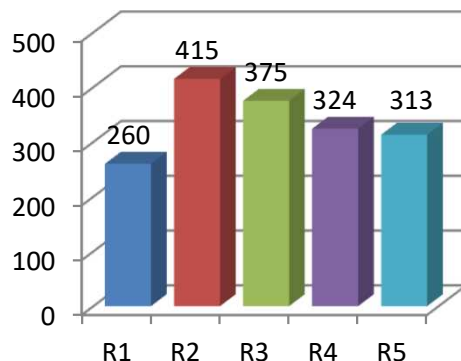
船員手帳の交付件数

(単位: 件)



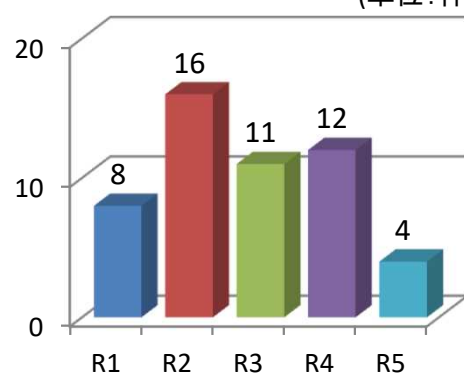
雇入届の受理件数

(単位: 件)



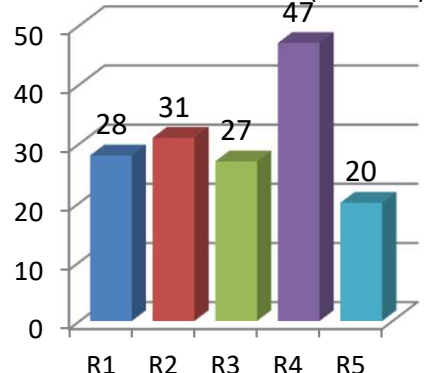
航行報告の受理件数

(単位: 件)



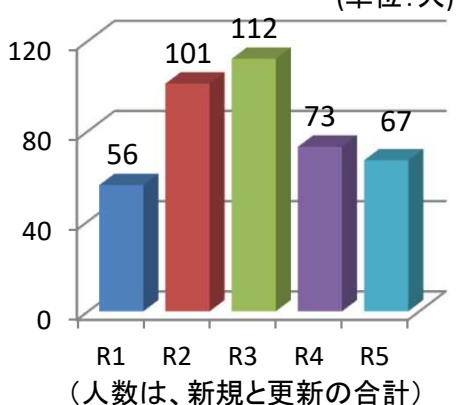
当直部員の認定件数

(単位: 件)



危険物等取扱責任者の認定件数

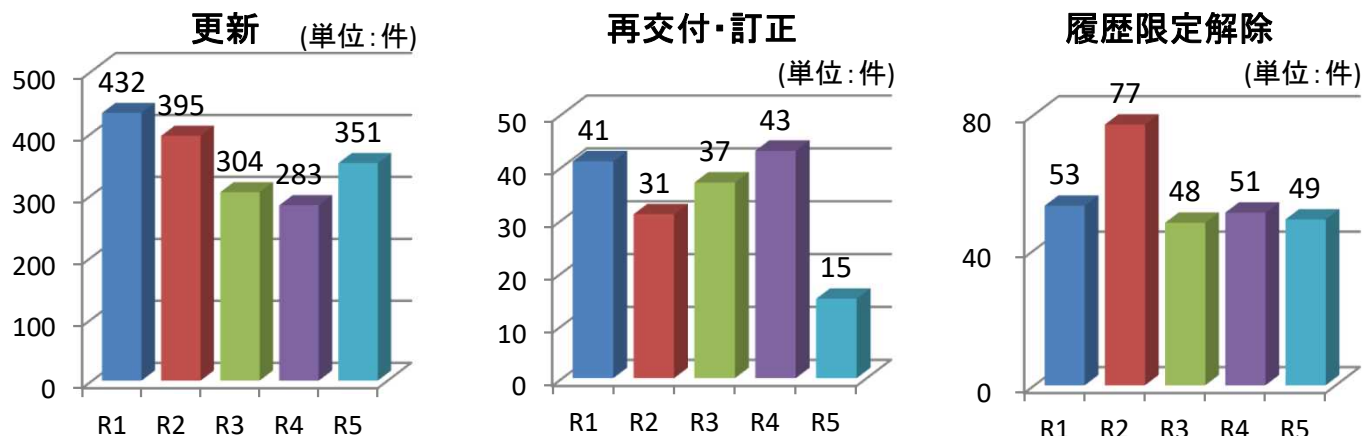
(単位: 人)



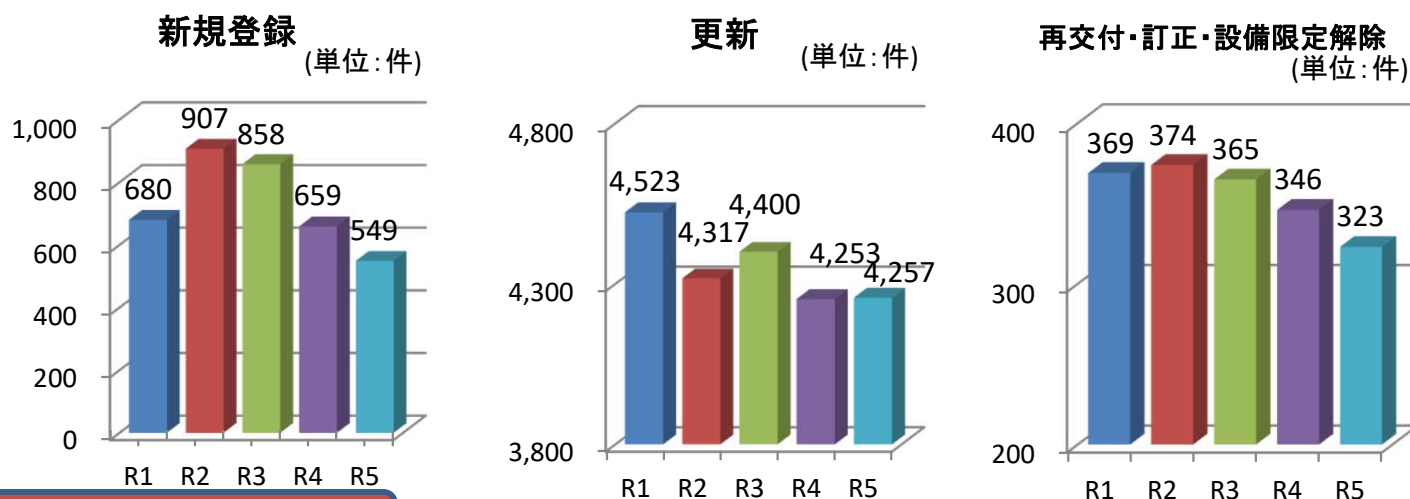
(2) 海技士免許・小型船舶操縦免許関係業務

令和5年度の免許取扱総数は、5,643件(内訳:海技士 514件(9.1%)、小型船舶操縦士 5,129件(90.8%))である。主に処理する申請は「更新」で全体の81.6%(海技士351件、小型船舶操縦士4,257件)を占めている。

①海技士免許取扱件数の推移(年度)

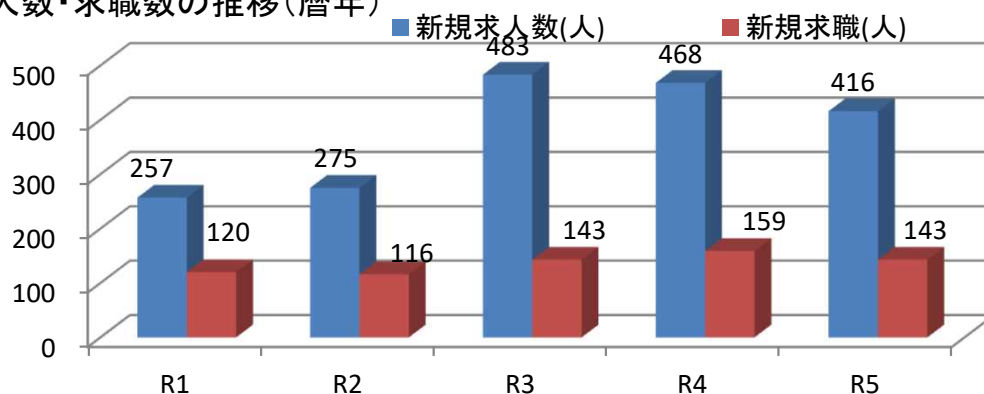


②小型船舶操縦免許取扱件数の推移(年度)

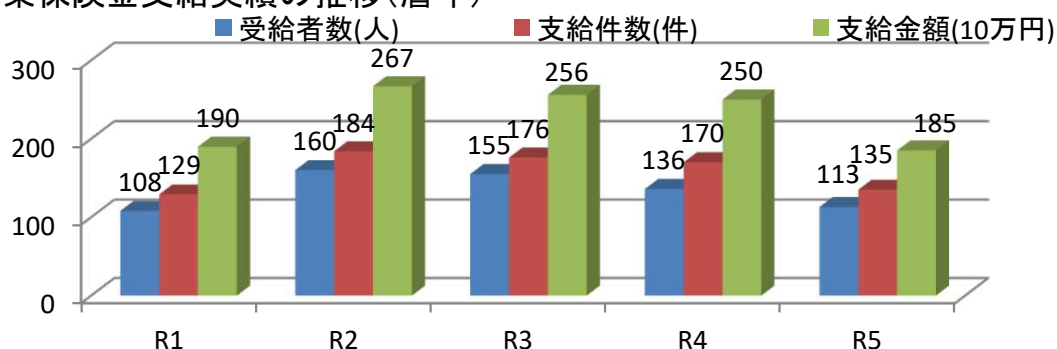


(3) 船員職業安定所関係

①新規求人数・求職数の推移(暦年)



②船員失業保険金支給実績の推移(暦年)

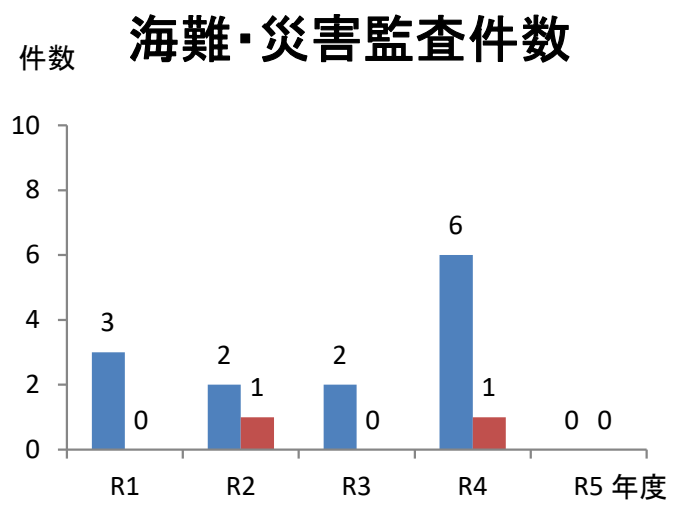
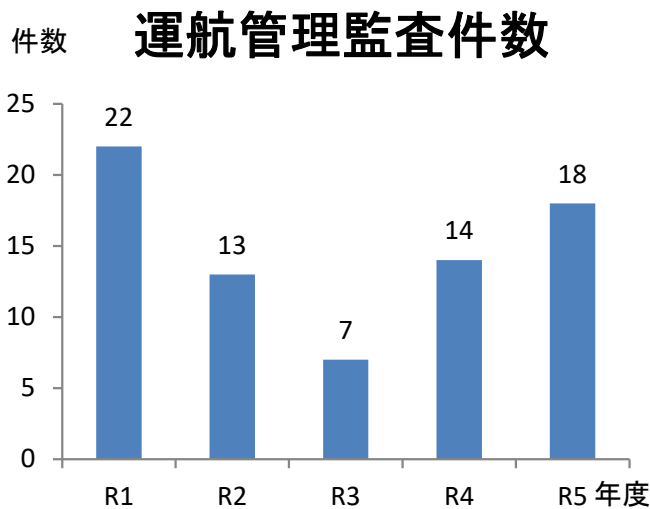
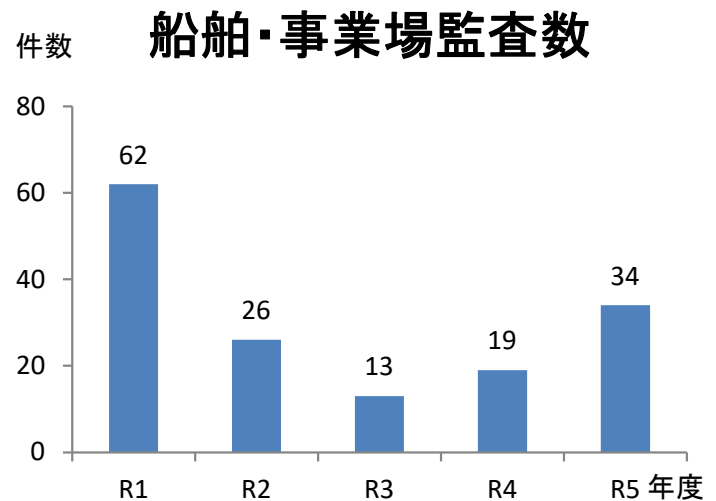
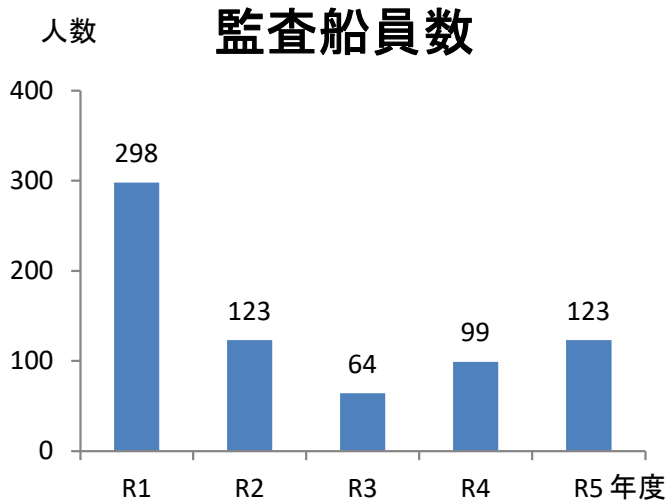


12. 運航労務監理業務の概況

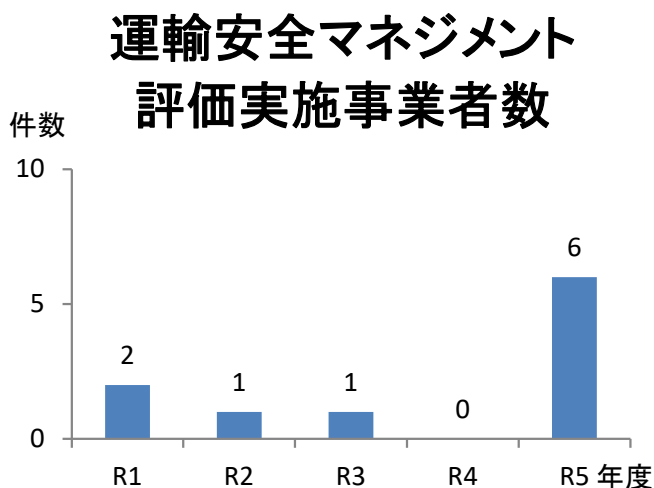
運航労務監理官の業務は、船員の労働条件の確保、船員災害の防止に関すること及び船舶の安全運航の確保に関すること等であり、船舶及び事業場での監査等を通じて、船員の労働時間の遵守状況や、海技免状等の資格を有している船員を乗り組ませているか等を検査し、船員の労働保護や航海の安全が図られているかを確認している。

また、旅客船や貨物船等の船舶運航事業者に対して、輸送の安全の確保のため「船舶の運航管理に関する監査及び指導」、「運航事業者が構築した運輸安全マネジメント体制の評価」を実施し、安全運航の確保に努めている。

さらに、年末年始等の多客期において、旅客船等の安全運航に万全を期し未然に事故の防止を図るため、立入点検を行い安全意識の向上に取り組んでいる。



■ 海難発生時監査件数 ■ 災害発生時監査件数



年末年始安全総点検

13. 外国船舶監督業務の概況

外国船舶監督官は、日本の港に入港してきた外国船舶に立入検査を実施し、構造・設備及び乗組員の資格・当直体制・労働条件等に係る基準を定めた国際条約（SOLAS、MARPOL、STCW、MLC条約等）に適合しているかどうかを確認している。これをPort State Control（寄港国監督、略してPSC）と言い、船舶が基準に適合していない場合はこれを是正させ、外国船舶による海難事故や海洋汚染の防止に努めている。

また、ヒューマンエラー等に起因する海難が多く見られることから、乗組員がその船舶に搭載されている設備の操作等を適切に行えるかなどの操作要件、「国際安全管理規則（ISMコード）」に基づく船舶の管理体制等及び「国際海事保安コード（ISPSコード）」に基づく船舶の保安要件の確認など、ソフト面に関するPSCも重要な項目となっている。

近年、海洋環境保護等を目的とした新条約の発効や規制強化が相次いでおり、PSCではこれらの取組の実効性を確保するための検査も実施している。

2017 年 海洋生態系の保全を目的としたバラスト水管理条約の発効

2020 年 人の健康や環境への悪影響を低減するため、燃料油中の硫黄分濃度の規制強化

2023 年 船舶からの二酸化炭素の排出を抑制するための新規制の発効

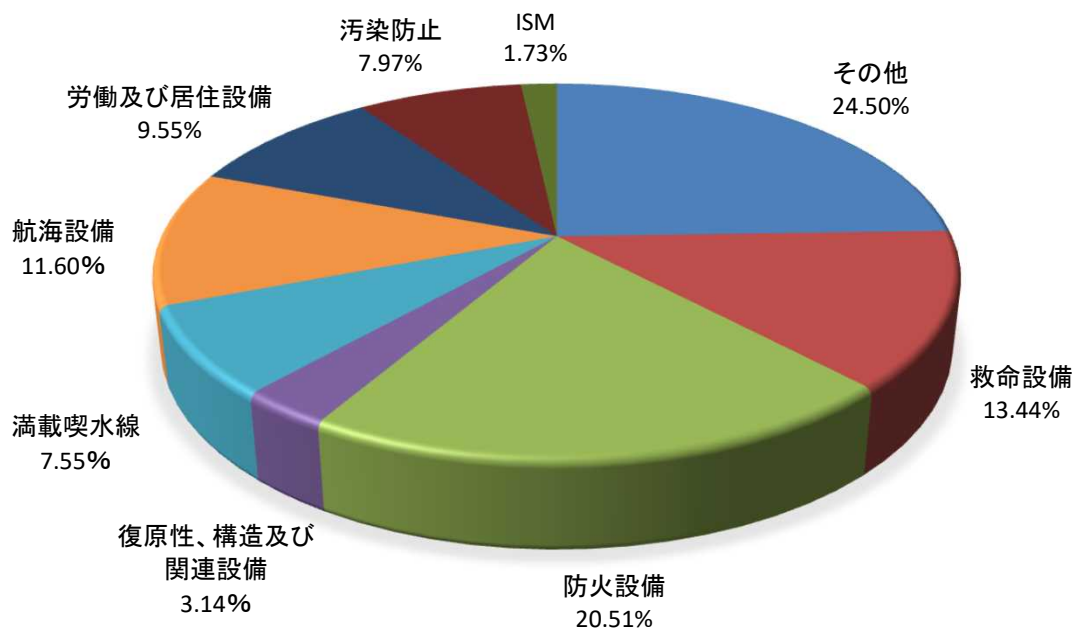


錨鎖孔（ホースパイプ）の検査



排気用のダクト内部の検査

PSCで指摘された主な欠陥
東京MOU ANNUAL REPORT 2023より作成



*東京MOU:「ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定」のこと。メンバーは以下のとおり。
オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ヴァヌアツ、ベトナム（2024年12月末現在）

14. 独立行政法人自動車技術総合機構の概況

平成11年4月に中央省庁等改革推進本部において、従来国が実施していた自動車検査のうち、「検査場における検査」については、独立行政法人化することが決定され、平成14年7月1日に「自動車検査独立行政法人」が設立され、平成28年4月1日付けで旧自動車検査独立行政法人(以下「旧検査法人」という)と旧独立行政法人交通安全環境研究所(以下「旧交通研」という)の2法人が統合し、独立行政法人自動車技術総合機構(以下「自動車機構」という)が発足した。熊本事務所は、熊本運輸支局の検査場等を引継ぎ、いわゆる「車検」業務のうち、道路運送車両法に基づき、自動車の保安基準適合性の審査業務等を実施している。

(1) 名称

独立行政法人自動車技術総合機構 九州検査部 熊本事務所

(2) 所在地

〒862-0901

熊本市東区東町4丁目14-35 TEL 096-369-3384 FAX 096-206-1655

(3) 業務内容

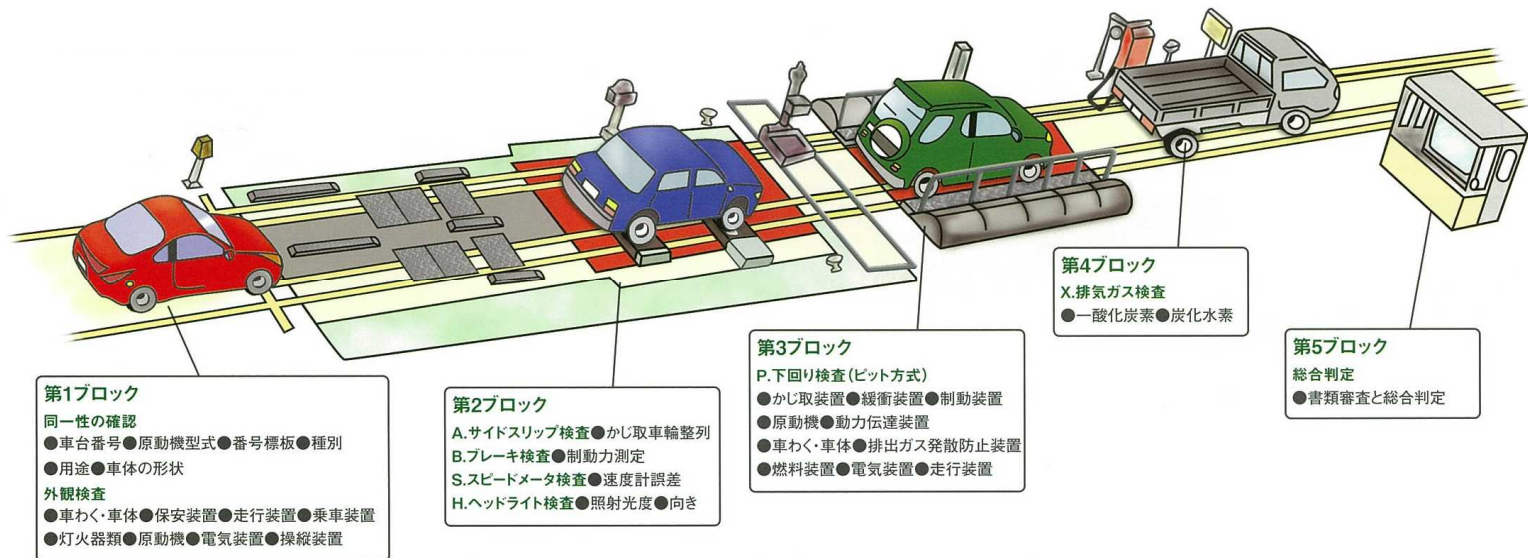
- ①自動車検査場における検査・・・道路運送車両法に基づき、自動車の保安基準適合性の審査を実施
- ②街頭検査・・・道路や不正改造車が多い地域等で道路運送車両法に基づき、自動車の保安基準適合性の審査を実施
- ③上記業務に付帯する業務

(4) 組織

本部(東京) ————— 九州検査部(福岡) ————— 熊本事務所

所長 主席検査官 検査官 検査官補

(5) 検査コースの概要

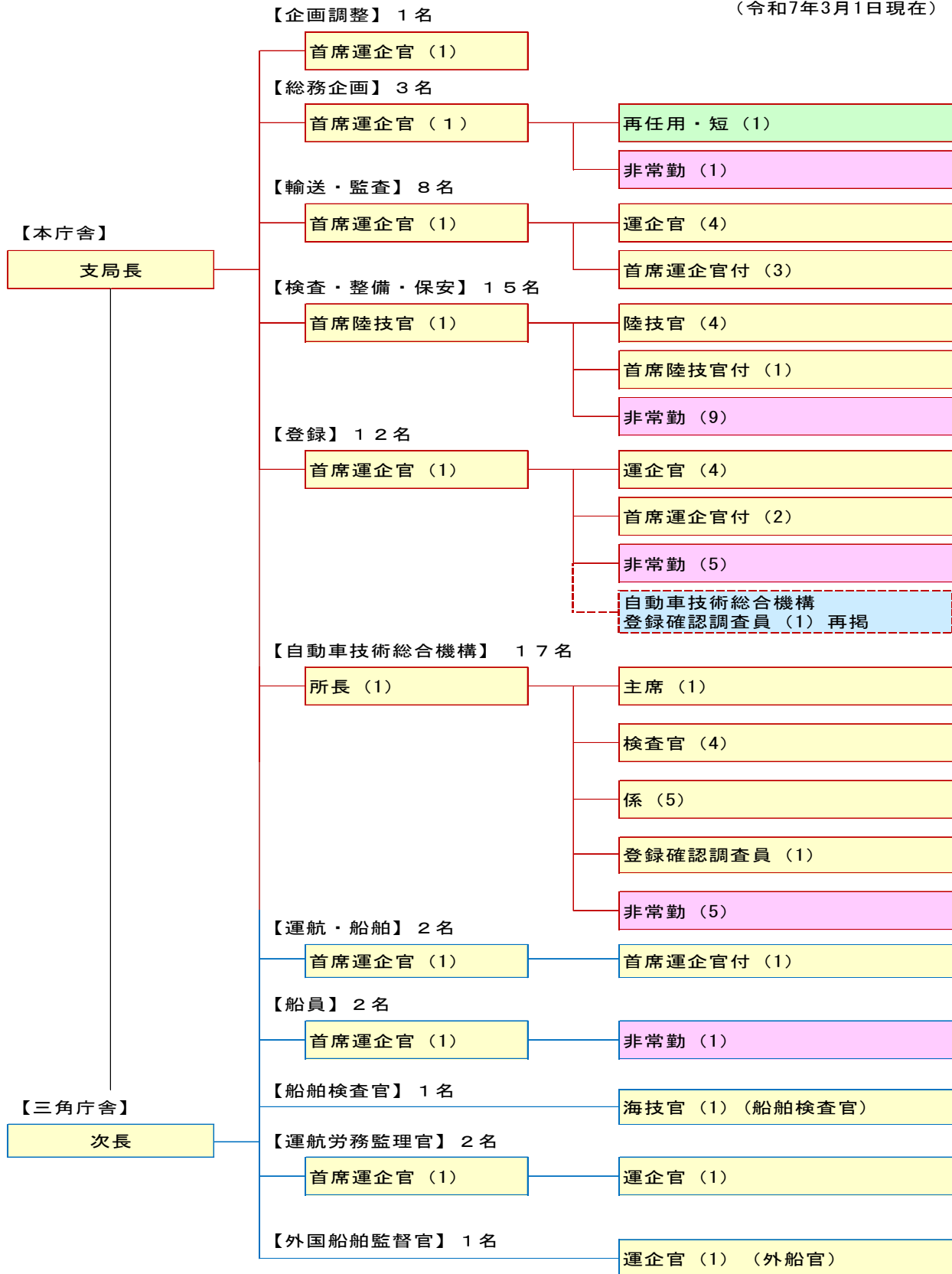


検査場外観



III 熊本運輸支局の組織

(令和7年3月1日現在)



	国	国 (非常勤)	独法	独法 (非常勤)	国計	独法計	合計
本庁舎	25	15	12	5	40	17	57
三角庁舎	8	1	0	0	9	0	9
合計	33	16	12	5	49	17	66

IV 熊本運輸支局の沿革

1. 熊本運輸支局(陸運関係)の沿革と主要な業務内容

○沿革

昭和22年 3月	熊本駅構内に運輸省鉄道監理局自動車事務所として発足した。
昭和23年 1月	道路運送法が施行されたのに伴い鉄道監理局自動車事務所は廃止され新たに道路運送監理事務所が設置された。
昭和24年 8月	道路運送監理事務所が廃止され、陸運局分室が設置された。
昭和24年11月	陸運局分室が廃止され、熊本県陸運事務所が設置された。
昭和34年 2月	熊本市東町(現在地)に庁舎を新築し移転した。
昭和46年 3月	車検場を2コースから4コースに増築し検査機器を自動化した。
昭和46年 4月	登録業務に電算機を導入した。
昭和48年10月	特殊法人軽自動車検査協会設立に伴い、軽自動車の届出業務を分離した。
昭和53年 3月	車検場増築によりディーゼル黒煙検査コースを新設した。
昭和53年 9月	隣接地(旧中央紡績K.K跡地)7,750㎡を購入した。
昭和55年 3月	建坪927㎡の新庁舎を新築した。
昭和59年 7月	運輸省設置法の一部改正により、九州運輸局熊本陸運支局と改称された。
昭和59年12月	検査場1コースを増設した。
昭和61年 4月	車両課を設置して整備課から保安・検査業務を移した。
昭和62年 3月	標板取り付け上屋及び書庫を建築した。
昭和63年 3月	4コースの検査機器を更新し検査場構内を舗装した。 庁舎の玄関を改修しアーケードを設置した。
平成 4年10月	重量計を更新した。
平成13年 1月	中央省庁等改革基本法及び国土交通省設置法により、運輸省・建設省・国土庁・北海道開発庁が統合して国土交通省が発足した。
平成14年 3月	検査場を同一敷地内に新築し、検査機器の更新及び見学者通路を新設した。
平成14年 7月	地方運輸局の組織再編により熊本陸運支局と三角海運支局が統合し九州運輸局熊本運輸支局となる。それにより総務企画課を設置した。また、自動車検査部門が自動車検査独立行政法人法により独法化され、自動車検査独立行政法人九州検査部熊本事務所となる。
平成15年 2月	庁舎1階の一部を増築し、事務室及び待合室を拡張した。
平成16年 7月	倉庫業務を運航・船舶課から総務企画課に移した。
平成18年 7月	組織改正により課・係制が廃止され、スタッフ制となる。

○主な業務内容

【企画調整部門】

- ・ 地域交通計画、貨物流通等の企画業務に関すること
- ・ 運輸支局の所掌事務に関する企画・立案・調整事務。

【総務企画部門】

- ・ 総務、人事、会計に関すること
- ・ 旅行業、倉庫業、鉄道に関すること
- ・ 防災・危機管理に関すること

【輸送部門】

- ・ 道路運送事業、貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業の許可、登録、認可、届出及び監査並びにこれに基づく指導に関すること。
- ・ 道路運送車両による運送に関する調査及び統計に関すること。
- ・ 道路運送車両による輸送の発達、改善及び調整に関すること。
- ・ 自家用自動車の使用についての監査及びこれに基づく指導に関すること。
- ・ 土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用に関すること。
- ・ 自動車損害賠償責任保険(共済)に関すること。

【登録部門】

- ・ 自動車の登録に関すること
- ・ 検査対象外軽自動車の使用届等に関すること
- ・ 自動車の統計に関すること
- ・ 自動車の臨時運行許可事務の指導に関すること

【整備部門】

- ・ 自動車の検査に関すること。
- ・ 自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻に関すること。
- ・ 整備命令に関すること。
- ・ 自動車の整備管理者に関すること。
- ・ 自動車の整備事業に関すること。
- ・ 自動車整備士に関すること。
- ・ 自動車の運行管理者に関すること。
- ・ 自動車の事故に関すること。

2. 熊本運輸支局(海運関係)の沿革と主要な業務内容

○沿革

昭和18年11月	運輸通信省門司海運局三角支局が設置された。
昭和20年 5月	官制改正により運輸通信省は運輸省と郵政省に分離された。
昭和20年 6月	官制改正により九州海運局三角支局と改称された。
昭和22年11月	登立、中村、阿村、今津、姫戸、高戸、津村、樋島、御所浦、本渡、牛深、富津、富岡、八代及び水俣の15出張所が開設された。
昭和24年 1月	次長制が新設された。
昭和24年 6月	登立、中村、阿村、今津、姫戸、高戸、津村、御所浦及び富津の9出張所が廃止された。
昭和27年 8月	樋島、牛深、富岡及び水俣の4出張所が廃止された。
昭和31年 1月	牛深出張所が再び開設された。
昭和32年 5月	船舶積量測度官が長崎支局に配置換えとなった。
昭和32年 7月	水俣分室が開設された。
昭和43年 5月	三角港湾合同庁舎へ入居した。
昭和44年 4月	本渡出張所の廃止及び次長制の廃止に伴い、監理、運航の2課が新設され、船員労務官が配置された。
昭和45年 4月	牛深出張所及び水俣分室が廃止された。
昭和46年 4月	船員職業安定所が新設され、八代出張所が廃止された。
昭和59年 7月	運輸省設置法の一部改正により、九州運輸局三角海運支局と改称された。
平成13年 1月	中央省庁等改革基本法及び国土交通省設置法により、運輸省・建設省・国土庁・北海道開発庁が統合して国土交通省が発足した。
平成14年 7月	地方運輸局の組織改編により熊本運輸支局の分庁舎となり、次長、運航・船舶課、船舶検査官、船舶測度官、船員課、船員労務官の新体制となった。
平成15年 4月	三池海事事務所が廃止されたことに伴い、管轄範囲の内、熊本県内分が熊本運輸支局に移管され、外国船舶監督官が配置された。
平成17年 4月	海上運送事業の活性化のための船員法等の一部改正により、運航監理官と船員労務官を統合した運航労務監理官が設置された。
平成18年 7月	組織改正により課・係制が廃止され、スタッフ制となる。

○主な業務内容

【運航・船舶部門】

- ・ 内航海運業に関すること
- ・ 旅客航路事業に関すること
- ・ 港湾運送事業に関すること
- ・ 造船業及び舶用工業に関すること
- ・ 船舶の登録・測度事務に関すること
- ・ 船舶検査事務に関すること
- ・ 認定事業場、型式承認に関すること
- ・ 海事思想の普及に関すること

【船舶検査官】

- ・ 船舶の検査に関すること
- ・ ISMの審査に関すること

【船舶測度官】

- ・ 船舶の登録・測度に関すること

【船員部門】

- ・ 船員の雇入届出、船員手帳の交付に関すること
- ・ 海技免状、小型船舶操縦免許証の交付に関すること
- ・ 船員の職業紹介、失業保険金の支給に関すること

【運航労務監理官】

- ・ 船員の労働条件の確保及び最低賃金に関すること
- ・ 船員災害の防止を図るための安全衛生に関すること
- ・ 船舶の航海の安全に関すること
- ・ 旅客船及び貨物船の運航管理に関すること

【外国船舶監督官】

- ・ 外国船舶の監督に関すること

IV 運輸関係法人・団体等

1. 関係法人・団体等一覧表 (陸運関係)

(令和7年2月現在)

名 称	代 表 者	郵便番号	所 在 地	電 話
独立行政法人自動車事故対策機構 熊本支所	牧野 信明	860-0806	熊本市中央区花畑町4-7 朝日新聞第一生命ビル6階	096-322-5229
軽自動車検査協会 熊本事務所	福村 剛志	862-0901	熊本市東区東本町16-3	096-369-5979
一般社団法人 熊本県バス協会	岩崎 司晃	860-0806	熊本市中央区花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル9階	096-352-9694
公益社団法人 熊本県トラック協会	下川 公一郎	862-0901	熊本市東区東町4-6-2	096-369-3968
一般社団法人 熊本県タクシー協会	小山 剛志	862-0901	熊本市東区東町4-14-31	096-368-4101
熊本県自動車販売店協会	西 治三朗	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-365-0638
一般社団法人 熊本県自動車整備振興会	齊藤 直信	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-369-1441
熊本県自動車整備工業協同組合	松田 講成	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-369-4141
一般社団法人 熊本県自動車標板協会	齊藤 直信	862-0901	熊本市東区東町4-14-36	096-367-1656
一般社団法人 熊本県自家用自動車協会	岩下 哲三	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-369-5345
熊本県中古自動車販売協会	満田 和浩	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-369-6011
一般財団法人 日本自動車査定協会 熊本県支所	古庄 雅教	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-369-5123
熊本県軽自動車協会	畑島 幸博	862-0901	熊本市東区東本町16-3	096-369-7920
一般財団法人 九州陸運協会 熊本支部	桑島 隆一	862-0901	熊本市東区東町4-14-36	096-369-2525
一般社団法人 熊本県レンタカー協会	田中 靖士	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-367-3675
一般社団法人 日本自動車連盟 熊本支部	與縄 義昭	861-8038	熊本市東区長嶺東6-30-30	096-380-9200
一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会	吉丸 良治	860-0806	熊本市中央区辛島町8-23 桜ビル辛島町3階	096-359-1788
南九州交通共済協同組合	富田 康方	862-0914	熊本市東区山ノ内1-4-20	096-369-0108
一般社団法人 全国霊枢自動車協会 熊本県支部	瓜生田 孝和	860-0051	熊本市西区二本木4-10-1	096-353-5341
熊本県個人タクシー協会	秦 英房	862-8089	熊本市東区下南部3-6-31	096-380-2488
熊本県倉庫協会	倉岡 俊弘	862-8635	熊本市南区流通団地2-20-3 九州産交運輸(株)内	096-379-3727
熊本県冷蔵倉庫協会	牛島 弘一	860-0047	熊本市南區城南町築地624-19 日豊食品工業(株)内	0964-28-7071
一般財団法人 天草自動車協会	小堀田 和年	863-0018	天草市浜崎町6-21	0969-23-5188
一般社団法人 人吉球磨自動車協会	嘉村 記念	868-0025	人吉市瓦屋町2214-2	0966-22-2215
熊本県自動車電装品整備商工組合	西本 伸介	861-4101	熊本市南区近見7-12-26 吉本7F・1201	096-288-1969
熊本県自動車車体整備協同組合	廣田 和重	860-0862	熊本市南区日吉1丁目1-11	096-352-5157

2. 関係法人・関係団体一覧表(海運関係)

(令和7年2月現在)

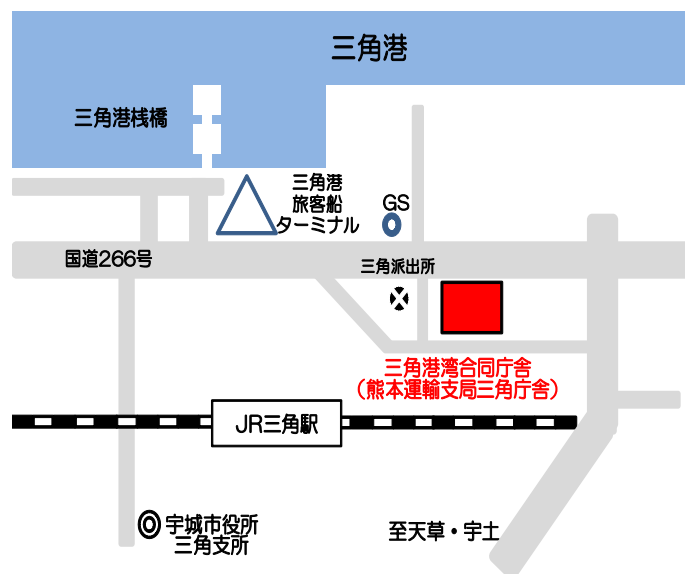
名称	代表者	事務局長等	郵便番号	所在地	電話
日本小型船舶検査機構三角支部	竹村 洋一郎		869-3207	宇城市三角町三角浦1160-179	0964-52-3800
熊本県地方港湾審議会	竹内 裕希子	熊本県港湾課	862-0950	熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県土木部河川港湾局港湾課	096-333-2515
熊本県海運組合	坂田 英雄	松本 円嘉	861-6102	上天草市松島町合津無番地	0969-56-2928
熊本地区内航海運協同組合	増田 好信	木村 和久	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-85	0964-52-3269
熊本旅客船協会	井手 雅夫	高山 眞佐子	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-177	0964-52-2303
三角港湾運送協会	分造 一義	内田 奈美枝	869-3207	宇城市三角町三角浦1159-3 三角海運(株)内	0964-53-1333
八代港運協会	松木 喜一	深耕 忠喜	866-0033	八代市新港町4丁目12番 八代港湾労働者福祉センター内	0965-37-1578
水俣港運協会	木田 浩二	岩本 泰明	868-0012	水俣市月浦字前田54-172 南九州セノー(株)内	0966-63-4117
熊本地区港湾運送事業協同組合	松木 喜一	深耕 忠喜	866-0033	八代市新港町4丁目12番 八代港湾労働者福祉センター内	0965-37-1578
熊本県造船業組合	篠崎 鉄蔵		869-3205	宇城市三角町波多284 (株)篠崎造船鉄工所内	0964-52-2703
九州船舶工業会熊本県支部	森内 一		869-3602	上天草市大矢野町上654 (有)森内鉄工所内	0964-56-0207
船員災害防止協会九州支部熊本地区支部	坂田 英雄	支局船員担当	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-20	0964-52-2069
熊本県船員労働安全衛生協議会	坂田 英雄	支局船員担当	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-20	0964-52-2069
株式会社日本海洋資格センター	中野 隆	槌田 正直	869-3207	宇城市三角町三角浦1193	0964-52-2451

・周辺図

(熊本本庁舎)



(三角庁舎)



国土交通省 九州運輸局 熊本運輸支局

(本庁舎)

〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14番35号

総務企画部門 TEL (096) 369-3188

輸送部門 TEL (096) 369-3155

登録部門 TEL (050) 5540-2086

整備部門 TEL (096) 369-3130

総務企画・輸送 FAX (096) 365-5695

登録・整備 FAX (096) 369-3301

(三角庁舎)

〒869-3207 宇城市三角町三角浦1160番地20 三角港湾合同庁舎

TEL (0964) 52-2069

FAX (0964) 52-2033

九州運輸局ホームページ <http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/>